

# 北海道議會時報

第6卷 第11号

昭和29年11月



北海道議會事務局

一 第 11 号 目 次 一

議会の動き

第三回臨時道議会……………一

第三回定例道議会……………

本 会 議……………七

常任委員会……………一四

特別委員会……………二六

総合開発調査特別委員会……………

冷害凶作対策特別委員会……………

台風十五号災害対策特別委員会……………

合 合

一道北部七県議会議事連絡協議会……………三三

全国都道府県議会議長会……………三五

地方制度調査会第四回総会……………三六

資 料

十月十五日現在米の收穫予想……………四一

昭和二十九年度起債許可予定額……………四二

雑 録

地方行政疑義問答集……………四四

報道から拾う……………四五

学生選挙権は修学地に……………

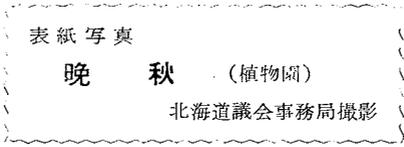
昇給停止条例の実施は不適當……………

捕鯨禁止決議を拒否……………

竹島問題国際裁判拒否の理由……………

図書室だより……………四九

十月のメモ……………五三



# 議会の動向

K.U

## 第三回臨時道議會

第三回臨時道議會は、台風十五号災害対策を主題として、十月一日に召集され、会期一日をもつて即日閉会した。

### 第三回臨時道議會に知事から提出のあつた案件

提出月日	番 號	件 名	議事経過
一〇、一	議案 一	昭和二十九年度北海道費歳入歳出追加予算	原案可決

### 議員から提出のあつた案件

提出月日	番 號	件 名	議事経過
一〇、一		御礼言上決議	原案可決
同	決議案 一	台風十五号災害対策特別委員会設置等に関する決議	同
同	意見案 一	北海道における台風十五号による災害対策実施要望に関する意見書	同

## 本 会 議

○十月一日 午後一時五十二分、時田議長開会を宣し、引続き開議、署名議員の指名、諸般の報告の後、今次台風十五号による洞爺丸遭難、岩内町大火による犠牲者に対する弔慰のため全員起立黙とうをささげ、ついで九月二十六日洞爺丸事故により逝去された道議會議員三沢正男君に弔詞を贈呈した旨議長より報告、次に金沢議員（自）より故三沢議員に対する追悼演説があつて、次に十五号台風被災の特に激しかった岩内町には時田（社右）、糸川（協俱）議員、また函館市には金沢（自）、高橋（社右）、鈴木（社左）、桑野（自）、大島（自）、窪田（公）、山内（労）各議員を急派慰問せしめた旨議長より報告、次に知事より台風十五号災害に対する報告、教育長より同文教施設の被害について報告があり、次に今次災害に対し天皇、皇后両陛下よりの御下賜金について御礼言上決議を全員起立の上決定。日程に入り、日程第一議案第一号を議題とし、知事の説明を聴取、予め時間延長の後、午後二時二十八分休憩、午後九時五分再開、諸般の報告の後、日程第一の議事を継続、本案については委員会付託を省略することについて諮り、異議なくそのことに決し、議案第一号は原案可決。次に日程第二意見案第一号を議題に供し、提案者を代表して児玉議員（自）の趣旨弁明があつて原案可決、次に日程第三決議案第一号を議題に供し、本案については趣旨弁明を省略、朗読の上原案可決、直ちに特別委員の選任について諮り、次のように決定。

- 時田 政次郎（社右）
- 高橋 辰男（社右）
- 佐藤 初吉（協俱）
- 野 仁郎（自）
- 宮津 恂太郎（自）
- 田 中 巖（自）
- 時田 政次郎（社右）
- 高橋 辰男（社右）
- 佐藤 初吉（協俱）
- 野 仁郎（自）
- 田 中 巖（自）

井口 泰 敏 (社左) 坂 東 浩 一 (自)  
 中野 定 敏 (社左) 舟 木 侃 (社左)  
 四十 栄 助 三 郎 (協俱) 山 内 広 (勞)  
 大 島 三 郎 (協俱) 松 平 武 一 (自)  
 窪 田 長 松 (公) 糸 川 章 夫 (協俱)  
 土 橋 伝 七 (協俱) 棚 川 忠 雄 (協俱)  
 坂 本 与 平 (自)

次に知事より外国関係よりの災害見舞について報告があり、次に日程第四閉会申請願、陳情継続審査の件を議題とし、本案は今次の災害関係のものであり、閉会中関係委員会に継続審査せしむることに決定、以上をもつて案件の全部議了につき時田議長閉会の挨拶をなし、午後九時二十二分閉会。

### 台風十五號災害に対する知事報告要旨

茲に去る九月二十六日、二十七日日本道全域を襲いました台風十五号による被害の状況と、これに対してとりました措置等について御報告を申し上げ、今後各位の何分の御協力をお願い申し上げます。

御承知の如く今回の台風は、その強度において、本道においては未だかつてない記録的なものでありまして、その被害の深刻且つ甚大なることは洵に言語に絶するものがあつた次第であり、特に連絡船洞爺丸の遭難及び岩内町の大火は稀有の大惨事でありまして、このために千五百余名に及ぶ尊き犠牲者を出し、更に数方に達する罹災者を出すに至りましたことは痛恨の極みであり、衷心よりお悔みと御見舞を申上げる次第であります。

今次の災害によつて被害甚大なる旨が報ぜられますや、天皇、皇后兩陛下におかれせられましては遭難者及び罹災者に深く御心を寄せられ、九月二十九日御見舞金を賜りましたことは、洵に感激の至りに堪えぬ次第であります。

又政府におきましても、九月二十七日石井運輸大臣、山本開発庁政務次官を本道に派遣せられ、各党においても、それぞれ代表議員を送られて、つぶさに悲惨な現地の状況を視察せられ、更に米駐留軍をはじめ、全国各方面より数々の御見舞と

御激励を頂いておりますことは、洵に感謝に堪えないところでございます。

道におきましては、災害の発生いたしましたと同時に事態の收拾に即応すべく、逸早く状況の把握に努めたのでありますが、何分最高瞬間風速五十米を超える大暴風雨のため、通信機関が一時全く杜絶いたしましたして、状況の把握には非常な困難を極めたのであります。

幸い自衛隊、海上保安庁、北海道警察、消防等関係各機関の献身的な御協力によりまして、応急対策をとることが出来ましたが、今なお通信機関は完全に復旧しておらず、従つて被害の状況も未だ正確を期し得ない段階にありますが、以下、現在までに判明した状況の概要を申し上げます。

第一は青函連絡船の遭難についてでございます。各位御承知のとおり、連絡船洞爺丸は九月二十六日午後十時三十分頃函館港外において、強風のため座礁転覆いたしました、更に十勝丸、日高丸、北見丸及び第十一青函丸も、それぞれ沈没し、乗組員及び乗客一千六百五十五名の内、現在までに判明したところでは、生存者は僅かに二百三十三名でありまして、その他の一千四百二十二名の方々は死亡を確認され、若しくは、全く絶望視せられておる現状でありまして、青函輸送においてこのように多数の犠牲者を出したことは前代未聞の不祥事であり、洵に痛恨の極みに存する次第であります。これらの犠牲者の中には道議会議員三沢正男氏を始め、道職員十八名も含まれておるのでありまして、衷心より哀悼の意を表する次第であります。

次は岩内町の大火についてでございます。九月二十六日午後八時四十五分岩内町字相生より出火しました火災は折からの三十余米に達する強風に煽られ、またたく間に市街中心部に延焼し、同町の約八割に及ぶ三千三百戸を焼き尽し、二十七日午前三時漸く鎮火いたしましたのであります。

この大火により焼死者三十一名、負傷者二百五十名、行方不明二十九名を出し、罹災人員実に一万六千六百二十二名に達したのであります。罹災者は目下学校、その他に一時收容いたしておりますが、時恰も向寒の季節でありますので、これが救護並びに復興につきましては万難を排し、出来得る限りの方策を取進めておる次第であります。

次は暴風雨による全道に亘る一般災害についてであります。九月三十日正午までに判明した被害の概況は御手許に差上げました資料のとおりであります。通信機関の不円滑と被害の広汎による等のため、なお報告未了のところがある相違ありますので目下なお調査続行中でございます。今之が資料について若干御説明申し上げます。

いと存じますが、被害中特に一千五百余名に達する尊い犠牲者を出しましたことは本道においては未聞のことでありまして、かえすがえすも遺憾に堪えないところがあります。又物的被害においては、住家、非住家を含め十四万六千余戸に及ぶ甚大な損傷を受けましたことは、誠に深刻なるものと存するのであります。

農業被害につきましては、その額八十四億七千九百万に達し、特に道南及び道中央地帯における農作物が最も大きな被害を蒙り、就中果樹類はほとんど壊滅的な打撃を受くるに立至つたのであります。

又林業においては、本道における年間生産量にも匹敵する千八百四十万石に及ぶ莫大なる被害を受け、水産の被害についても岩内町を初めとし、本道西部沿岸地域における漁船、漁具の被害は特に甚大でありまして、その被害金額は十八億七千七百餘万円に達し、その復興は特に緊急を要するものと存じます。

なお土木関係につきましては降雨量が比較的少なかつた関係上、予想外に被害が少なかつたことはせめてもの幸せと存しております。

その他電信、電話、電力および鉄道関係の被害につきましては、これ亦甚大な被害を蒙っておりますが、一部は目下調査中のものもありまして、その結果は予想以上の被害額に達するものと存じます。

以上を綜合いたし、本日まで判明いたしました損害額は実に三百七十六億円余に上る莫大なる額に達し、今後精査の結果は更にこれを相当上廻るものと存せられる次第であります。

次に今次の災害に際し、道のこれまでに執りました緊急措置の概要について申し上げます。

今次災害の発生後直ちに救難、救助の万全を期するため、道に台風十五号災害対策本部を設け、まず函館方面に野口副知事、岩内町に水牧副知事を急派派遣し、現地指揮に当らせると共に、岩内町に対しては直ちに災害救助法を適用し、毛布、衣料品、食料その他の救助物資を緊急輸送すると共に、救護班を現地に急行せしめる一方、応急仮設住宅八百戸の建設を決定し、目下その完成に努力中であります。

又自衛隊に対し出動を要請いたしましたところ、機を失せず函館方面及び岩内町に出動、今なおそれぞれ献身的な御協力を頂いております。

又今次災害の深刻且つ重大なるに鑑みまして、早速義捐金品の募集をいたしておりますが、道民は元より米駐留軍を初め各方面より深い御同情を寄せられつつありますことは洵に感謝に堪えないところでございます。これら救援物資は逐次災害地

に急送をいたし御好意に副いつつある次第であります。

更にその後被害の漸次判明するに及び、函館市ほか五市、二十七カ町村に対しても、それぞれ災害救助法を適用しまして災害救助に遺憾なきを期した次第であります。

その他緊急措置につきましては、部課長を奮励して災害地における実態の把握に努むると共に関係方面と密接な連絡をとり、復旧資材の確保、被災者に対する救助対策、或いは生業復興等につき遺憾のないよう、それぞれ措置せしめつつある次第であります。

以上のとおり道においては直ちに緊急措置を執つたのでありますが、今次の災害は人的被害が今までのに甚大であつたこと、物的被害が全道的に深刻である上に更に本年五月暴風雪及び冷害と相次ぐ災害の累積に遭遇している段階において重ねての災害でありますので、道民生活に極めて深刻なる影響を及ぼすことを憂慮いたしております。

従つて今後更に緊急的な対策を続行する一方、国及び関係方面に対しそれぞれ適切な措置を講ぜられるよう要請いたしたいと存じます。

まず第一には、被災住宅の復興についてであります。

道においては被害の甚大なる災害地に対し、一応災害救助法による応急仮設住宅の建設を決定しましたが、元よりこの程度では深刻な今次の災害に呼応いたし兼ねますのと、時恰も向寒の折柄、これが確保は緊急を要し、特に岩内町に対してはその必要を痛感しますので、国その他に対し適当なる措置を要請いたしたいと存じます。

第二には、災害を受けられました方々の生業の復興についてであります。

住宅を失つた方々の生活の本拠を確保すると同時に、一日も速やかに生業に復せしむる必要を痛感し、これに關する措置を国その他関係方面に要請したいと存じます。

第三には、農業被害の対策についてであります。

農業被害については、昨年の冷害に次いで本年五月の暴風雪害に遭い、更にその後本年においても冷害の対策が進められつつある現段階において、重ねて今回の災害を蒙つた訳でありますので、その対策は最も重要なものと存じ、一連の農業施策と共に農作物の被害による農家経済の安定を図り、併せて農業施設の復旧に対する金融措置を特に強く国に要請したいと存するのであります。

第四は、水産関係の被害対策であります。

今回の災害において、岩内町を始め本道西部沿岸地域において、特に大きな被害を受けましたが、これら罹災漁民の応急生活資金として、取敢えず北信連より五百万円の貸付を受けましたものの、漁船、漁具その他水産施設の復旧には相当多額の資金が必要でありますので、長期且つ低利な特別資金の融通を講ずる必要があります。つなぎ資金の確保と共に金融措置を国に要請したいと存じます。

第五は、林業関係についてであります。

今回の台風により膨大な風倒木を生じたので、木材需給の緩和に資するため、特に固有林の早期処理を図るよう要請したいと存じます。

第六は、今次の災害対策に即応する財政措置についてであります。今回の災害はその被害が広汎且つ甚大である反面、道及び市町村における財政の逼迫は極度に深刻なるものがありますので、災害復旧等に要する財政措置は強力に要請したい所存であります。なお洞爺丸遭難遺族に対しては万全の措置を講ぜられるよう関係方面に要請いたしたく存じます。

その他今次災害に鑑み、諸般の対策として国及び関係方面に要請すべき事項も相当ございますので、御手許に御配布申し上げましたような要望書を作成し、道自体として行い得るものは勿論速やかにこれを実施し、中央折衝を要するものはこれを強く行い、災害の急速なる復興のため、議員各位と共に格別の努力をいたす所存でございます。何卒以上の趣旨を御了察の上、よろしく御支援、御協力を賜わりますようお願い申し上げます。

### 台風十五號による文教施設の被害に関する教育長説明要旨

去る九月二十六日夜から二十七日早朝にかけて本道各地を襲った台風十五号は、文教施設についても甚大なる損害を与えた次第でありまして、只今までに判明致しました状況は、

罹災市	七市
町	六六町村
計	七三市町村

に及び、

小 学 校	二一六校	被害額	二六九、二四四千元
中 学 校	九八校	被害額	七三、七九五千元
高 等 学 校	六〇校	被害額	五七、八二九千元
盲 小 学 校	一校	被害額	一六千元
幼 稚 園	一校	被害額	九〇〇千元
その他の教育施設	一四件	被害額	四、九〇六千元
計	三九〇件		四〇六、六九〇千元

に達しているのではありませんが、これは九月三十日午後三時現在までに報告のあつたものみの集計で、なお今後通信の復旧等其の他調査の進むにつれて被害額は更に増加するものと考えております。

これら罹災施設の復旧に關しましては、地元市町村の疲弊している財政の現状から考へても、国の全面的な助成の手段が講ぜられなければ、到底復旧を期し得ないと認められますので、知事部局と連絡の上、

○復旧事業費の八割以上を国庫負担とする為の特別立法措置を講ずること。

○自己負担分の全額に対して起債を許可すること。

○応急措置費に対するつなぎ融資の途を講ずること。

の三点に付、中央に要請したいと考へている次第であります。

又、右施設の復旧と併せて、罹災児童生徒に対して学校給食用物資を無償配付するか、費用を全額国庫負担とする必要を認め、此の点に付いても国の特別の措置を望みたいと考へている次第であります。

尚、被害額は日々変動致す關係上、毎日文部大臣あてに連絡をもつて連絡致しております。

次に、道の直轄しております高等学校及び盲小学校の被害につきましては、この復旧費として約六、二五〇万円を必要とする見込であります。この内特に緊急止むを得ないものにつきましては、前回の五月災害と同様既決予算の残額をもつて支弁することし、応急措置を講じてはおりますが、何分にも既決予算が僅少のことでもあり、到底これのみをもつて賄うことは不可能でありますから、何れ近い機会に追加予算提案の必要があるものと存じておりますので、その節は何卒よろしくお願い申し上げます。

罹災教職員に対しましては、公立学校共済組合より災害見舞金及び災害貸付金等の即時支払を行っている次第であります。

又、罹災児童生徒に対しましては、教科書の入手方に付特別の斡旋を行うべく連絡致していることも申し添えたいと存じます。

以上今次災害の概要を御報告申し上げましたが、中央との折衝その他につきましては、議員各位の特別な御協力をお願い申し上げます。

知事提案説明要旨

只今議題となりました昭和二十九年度北海道歳入歳出追加予算案につきましてその大要を御説明申し上げます。

北海道議会議員補欠選挙費として、二百四十五万円

を計上いたしましたのは、去る九月二十六日青函連絡船洞爺丸の遭難により、渡島支庁管内選出の三沢正男道議が死去されましたに伴い、同区における道議会議員の欠員は二人となりましたので、公職選挙法の規定により五十日以内に補欠選挙を執行いたしますため、所要の経費を追加した次第であります。

次に、

職員合同慰霊祭費として、四十二万円

を計上いたしましたのは、さきに申し述べました洞爺丸の遭難により殉職いたしました道庁関係者の合同慰霊祭に要する諸経費でありまして、これが財源といたしましては、雑収入を見合に措置した次第であります。

以上提出案件について概要を申し述べた次第であります。何卒よろしく御審議の程を御願ひ申し上げます。

御礼言上決議

(昭和29・10・1原案可決)

今次の台風十五号による災害並びに岩内町大火に際し、御下賜金を拝領したこと、感激に堪えません。道民は一致協力し復興に尽しております。

ここに北海道議会の決議により謹んで御礼を申し上げます。  
右天皇、皇后両陛下に言上を請います。

官内庁長官 宇佐美 毅 殿  
北海道議会議長 蒔田余吉

決議案第一號

(昭和29・10・1原案可決)

台風十五号災害対策特別委員会設置等に関する決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和二十九年十月一日

提出者

議員	天谷平信
同	西田正一
同	三浦福督
同	時田政次郎
同	笠井幸衛
同	児玉由一
同	秋山孝太郎
同	新川輝隆
同	平野栄次
同	高田治郎
同	土山宇三郎
同	道下美作
同	西村武夫
同	田中巖
同	原田伊富八

台風十五号災害対策特別委員会設置等に関する決議

一、本議会に二十三人の委員をもつて構成する台風十五号災害対策特別委員会を設置する。

二、本委員会は、

(一) 昭和二十九年における台風十五号による災害対策(農業関係を除く)を樹立し、その推進を図る。

(二) 各常任委員会所管の前号関係事務について連絡、調整を行う。

三、本委員会は議会において調査終了を議決するまで継続存置し、閉会中において

も調査をなし得るものとする。

四、昭和二十九年における台風十五号による農業関係災害対策調査は冷害対策特別

委員会に併託する。

五、本委員会に要する経費は昭和二十九年度中百五十万円以内とする。

意見案第一號

(昭和29・10・1原案可決)

### 北海道における台風十五号による災害対策

#### 実施要望に関する意見書

右別紙案文の通り提出する。

昭和二十九年十月一日

提出者	議員
天谷平信	同
西田正一	同
三浦福督	同
時田政次郎	同
笠井幸衛	同
見玉由一	同
秋山孝太郎	同
新川輝隆	同
平野榮次	同
高田治郎	同
土山宇三郎	同
道下美作	同
西村武夫	同
田中巖	同
原田伊智八	同

#### 北海道における台風十五号による災害対策実施要望に

関する意見書(陳情書)

冷害凶作にあえぐ北海道を突如として襲つた台風十五号は、海陸に亘り甚大且つ

広汎な稀有の大災害をもたらし、道民生活に重大なる打撃を与えている実情にかんがみ、次の諸対策を急速に実施せられるよう強く要望する。

記

一、災害対策臨時国会を早急に開会し、冷害凶作対策を併せ今次災害対策上必要なる立法並びに予算措置を講ぜられたいこと。

二、青函連絡船沈没による、罹災者の遺族に対する補償及び援護の萬全を期するとともに、速かに連絡船の増強を図り、交通及び貨物輸送の萬全を期せられたいこと。

三、岩内町の大火並びに全道にわたる住宅、学校その他建物の倒壊、破損、漁船、漁具の流失、損壊、立木の損壊、鉄道、電話、電燈施設及び公共土木施設等の災害復旧対策を速かに講ぜられたいこと。

四、冷害凶作に加えて、更に今次災害により農作物並びに農業施設に致命的損害を受けた農家に対し生活の援護並びに明年の再生産対策を速かに講ずるとともに、その他の罹災者に対しても生活保障の措置について萬全の対策を講ぜられたいこと。

(理由)

本年九月二十六日夕刻より二十七日にかけて北海道を襲つた台風十五号は、電燈、通信施設を破壊し、暗黒の全道各地の海陸に、甚大且つ広汎な稀有の大災害をもたらし、特に青函連絡客船洞爺丸の外、貨物船四隻を沈没せしめ、千四百二十二名の人命を奪い、本邦においては未曾有の大惨事となつたばかりでなく、岩内町においては三千三百戸全焼の大火が発生し、犠死者三十一名、負傷者二百五十名、行方不明二十九名を出し、罹災人員一万六千六百余名に達する外、全道各地にわたり十四万戸を超える住家、非住家、学校その他公共建物の倒壊、破損を始め、船舶、漁船、漁具の流失、損壊、農地、農作物、果樹、立木の被害、鉄道、電信、電話、電力施設、道路橋梁、河川、港湾等公共土木施設等に対し数百億円の巨額に達する莫大な損害を与え、罹災者の深憂はもとより、道民全体の民心に及ぼす影響は誠に深刻なるものがある。

道においては災害発生と同時に岩内町をはじめ被害の大きな市町村に対し災害救助法の発動を行い、自衛隊、海上保安部等の献身的な協力を得て、食糧、衣服、医薬品等の緊急輸送、医師、看護員の急派など当面の緊急措置を講じ、関係市町村との連繫のもとに、あげてこれが応急対策に全力を傾けて民心の安定に努

方している。

而して、九月三十日に判明した今次災害による損害額は実に三百七十六億円余の巨額に達し、今後精査の結果はさらに増大することが予想され、更にこれに加えるに本年の冷害凶作による損害額三百億円が見込まれる現状はまさに開道以来の大災害というべく、道民生活に深刻な影響を及ぼし、重大な社会不安が危惧される現状である。

而しながら現在の逼迫した経済状況下、特に窮迫その極にある地方財政事情下においては道及び関係市町村にとつて、これが復旧諸対策の実施はまことに容易ならざるものがある。よつて国及び関係当局は、本道未曾有の大災害の実態にかんがみ、頭書要望の諸対策を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蔭 田 余 吉

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 内閣総理大臣
- 農林大臣
- 大蔵大臣
- 建設大臣
- 厚生大臣
- 運輸大臣
- 労働大臣
- 文部大臣
- 通商産業大臣
- 郵政大臣
- 内閣官房長官
- 経済審議庁長官
- 衆議院各常任委員長（法務、外務、決算、懲罰、図書館運営は除く。）
- 参議院各常任委員長（同）
- 自治庁長官
- 北海道開発庁長官
- 食糧庁長官

各通  
(行政庁以

林野庁長官

水産庁長官

北海道開発局長

北海道知事

農林省北海道食糧事務所長

札幌国税局長

札幌財務局長

札幌通商産業局長

国有鉄道総裁

国有鉄道北海道総支配人

日本電信電話公社総裁

農林漁業金融公庫総裁

農林中央金庫理事長

札幌、旭川、北見、函館、帯広各営林局長

北海道電気通信局長

札幌地方郵政局長

### 第三回定例道議會

第三回定例道議會は、道費追加更正予算案を主題として十月二十五日招集されたが、知事が発表した人件費削減問題をめぐつて波乱ふくみの空気のうちに同日をもつて開会された。

### 本 会 議

○十月二十五日 午後一時十七分、井川副議長開会を宣し、引続き開議。署名議員の指名、諸般の報告の後、議長（副議長）より元衆議院

外は陳情書として提出する。

議員富永格五郎君、元道会議員村田要助君、去る九月二十六日洞爺丸事故により逝去につき弔詞を贈つた旨を報告、日程に入り、**日程第一議案第一号乃至第三十四号、報告第一号乃至第四号を一括議題**に供し、副知事（野口）の説明を聴取、ついで議案第三十三号は緊急を要するものと認められるので質疑省路、直ちに委員会付託について諮り、異議なくそのことに決し、総務委員会に付託、次に宮坂議員（協俱）より台風十五号災害のため国鉄の貨客船沈没に因る青函間の貨物航送対策について緊急質問、副知事（野口）より答弁、宮坂議員より答弁のような対策を早急実施せられたい旨の要望があつた後、森川議員（社左）より日鋼室蘭争議に対する警察の不当介入、職権濫用問題について緊急質問、警察本部長より答弁、森川議員より四項目について再質問、本部長の答弁があつて、予め時間延長の後、午後二時四十分暫時休憩、午後三時五十六分再開、諸般の報告の後、議案第三十三号について立原総務委員長（自）より審査の経過並びにその結果について報告があり、異議なく原案可決とし、ついで議案調査の都合により明二十六日より二十八日まで三日間休会について諮り、異議なくそのことに決し、午時四時四分散会。

### 知事説明要旨

只今議題となりました昭和二十九年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、最初に予算案から順次申し上げます。

本年度は国庫予算の圧縮及び財政投融資の引締め等政府の諸施策の滲透に伴う景気の後退期にあります上、本道においては前年にもまして深刻な冷害凶作に見舞われ、且つ又災害の芽発等経済事情の悪化に頭車をかける諸事象の発生は、必然的に道財政を一層窮地に追込む結果と相成つた次第であります。

道といたしましては、これらの新事態に対処して、政府並びに関係機関に対し財政並びに金融措置等について善処方を強く要請いたしてまいりますとともに、道

財政自体についても、既定規模全般に亘り検討を進めてまいつておる次第であります。

而して臨時国会の遅延等の事情もあり、新規の事態に対応する財源附与等についての見透しを得ますのには、なお時日を要するものと考えられますので、今回は冷害及び台風十五号による災害対策費のうち、応急措置を要するもの及び一般行政費中当面緊急を要する経費についてその予算化を図ること、いたした次第でありまして、その額は、

冷害対策費 三億四千八百四十三万円  
 台風十五号災害に対する対策費 六億五千八百八十七万円  
 当面緊急を要する経費 八億三千八百二十三万円  
 合 計 十八億四千五百五十三万円

と相成つておるのであります。

次に、予算の節減につきましては、道財政の現状に鑑み、経費の経済効果と行政の効率化とを勘案しつゝ、原則として、

本庁、各庁の維持費及び各種委員会の運営費については、一〇％  
 經常的事業及び事務費については、二五％  
 臨時的経費については、五％  
 公共事業及び一般国庫補助事業費については、一〇％  
 歳入歳出経費については、二五％

の純財源の圧縮を旨とし、慎重なる検討を進めました結果、今回の事業費及び事務費について総額 十一億六千二百七十五万円

の更正措置をすること、いたした次第でありまして、このようにして縮減いたしました予算の総額は、

普通会計 六億八千二百七十八万円  
 特別会計 一億五千九百三十八万円  
 合 計 八億四千二百十六万円

の増加を見ること、なつた次第であります。

なお人件費の問題につきましては、高級老齢者の希望退職をはかつて、職員構成の適正を期すること、高級者の昇給期間の延長を行うこと、旅費の節約を図ること。

等の諸点について検討致しておる次第であります。

まず、普通会計の歳出中冷害並びに災害対策費から御説明申し上げたいと存じます。

このことにつきましては、過ぐる九月二十四日及び十月一日の両度、臨時道議会を開き、被害の状況並びに応急の措置等諸般の御報告を申し上げ、その後道議会に設置をみました冷害及び台風十五号災害対策特別委員会を中心とする議員各位の協力を得まして、政府並びに関係機関に対し、再生産資材の確保、金銭措置及び救済施策並びに災害復旧対策につき強力なる折衝をつづけてまいつておりましたが、幸い政府におきましては、今次台風災害を中心とする「十五号台風等災害連絡本部」を設置せられ、冷害を含めまして災害対策の万全を期せられることとなり、目下本部長たる加藤國務大臣が来道視察中であり、御承知のとおりであります。

又、農林、水産業関係の被害の甚大なることに鑑み、保利農林大臣をはじめ衆参両院農林委員一行も相ついで来道され現地をつぶさに視察されたのであります。道といたしましてはその都度被害の実状と適切な加策につきまして、強く要請をいたしてまいつておるところであります。

一方中央におきましては、道選出の国会議員各位による対策推進運動が極めて活潑に行われておりますので、定例の連絡会議を設けて連携を緊密にし、一体となつて政府、国会その他関係機関に強く働きかけておりますが、全国知事会におきましても災害対策府県協議会を結成して、これらの機関を通じても積極的施策の推進方を要望してまいつておる次第であります。

しかし乍ら、前にも申し上げましたとおり国会休会中のことでもあり、対策の基本的問題の具体化をみるまでには、なお時日を要する段階にあり、今回は当面急を要する経費につき措置することとし、彌余の案件につきましては、見透しを得次第速やかに善処すること、いたしたい所存でありますので、この点御諒承をいたさざいと存する次第であります。

さて、今回措置いたしました主なものにつきまして、冷害対策費から順次御説明申し上げます。

まず、農業再生産対策についてであります。明春の作付のための所要種村量のうち、不足と予想されます八万俵の出荷を促進させますための

種穀出荷奨励金 七千六十七万円  
を見込みました外、

再生産資材の確保及び副業の斡旋、指導並びに対策等の経費 百五十五万円

を計上いたしました。

次に、救済対策につきましては、取敢えず既定経費中の一般公共事業費等の事業執行に当り極力罹災農民を吸収することに努めます一面、これらの事業の思恵を受け得ない地域については、道の単独事業によりこれを救済すること、いたしたいと存じ、

- 道路局部改良費 一億五千万円
- 救農土地改良事業費 五千万円
- 開拓地農道補修費 三千万円
- 治山事業費 一千万円
- 冷害応急失業対策事業費 三千万円

を計上いたしました次第でありまして、このことにより農家生活の安定に資したいと存する次第であります。

以上の外、ユニセフ物資対策費 百十一万円

及び、諸般の調査打合せ等の災害対策諸費 五百九万円  
を見込みまして、諸般の対策につき遺憾のないようにいたしたいと存する次第であります。

- 次に、台風十五号災害関係の対策費について申し上げます。
- まず、民生福祉関係事業費といたしましては、
- 生業資金貸付事業費 六千三千万円
- 災害公営住宅建築費 七千万円
- 災害応急失業対策事業費 四百四十五万円
- 引揚者収容施設復旧費 八百万円
- 開拓地における住宅施設復旧費 八千万円
- 魚田開発入植者の住宅復旧費 五百六十万円
- 岩内都市復興事業費 三千三百七十四万円
- 母子福祉資金貸付事業費会計繰出金 五百万円

等を見込みました外、

災害救助対策費

七十五万円

伝染病予防費

八十万円

災害公営住宅建築のための指導事務費  
を計上しております。

百九万円

次に、土木事業関係経費といたしましては、

災害土木復旧費

一億八千万円

港湾災害復旧費

一千五百万円

災害簡易漁港復旧工事費

一千万円

を計上いたしましたが、本工事の執行にあたりましては救済施策等をもにらみ合せ  
て実施すること、いたしたいと考えております。

右の外、

庁舎、寮舎、公宅等公共建物の復旧費

一億百五十六万円

同じく、

文教施設の復旧費は五月災害における復旧費一千万円の組替えを含め

七千三百四万円

災害対策諸費

六百六十八万円

を計上しております。  
なお、五月災害対策費中、国庫補助金の確定等に伴う予算更正の措置を併せ行  
うこと、いたしました。

次に、当面緊急を要する経費として今回追加計上いたしましたものについて申し  
上げます。

まず、産業経済費関係といたしましては、

積雪寒冷単作地帯振興対策費

六百三十二万円

優良種苗生産普及費

三千四百六十七万円

主要食糧集荷促進費

三百万円

産業経営改善普及費

百三十五万円

産業改良相談所整備費

二百三十三万円

農業試験場整備拡充費

三千五百万円

石狩川鮭流網漁業転換助成費

八百七十五万円

にしん及び対島暖流水域調査費

三百十三万円

開拓融資保証協会出資金

百二十二万円

未墾地取得事務費

三百十八万円

開拓財産売渡事務費

一千三百四十五万円

対価徴収事務費

二百二十六万円

道営土壌侵蝕防止事業費

一千八十万円

団体宮のかんがい排水、暗渠排水、馬糞客土区画整理事業費等

九千九十万円

土地改良事業事務費

三千五百九十九万円

道農業会議費補助

三百二十万円

中小企業機械設備近代化資金貸付金

百十七万円

林業経営指導費

二百九十一万円

森林火災保険事業費

百二十八万円

等を追加計上いたしております。

次に、民生福祉関係といたしましては、

労働者福祉対策費

百七十万円

労災病院建築費

一千万円

失業対策事業費

六千六百九十六万円

失業対策運営費

三百三十四万円

簡易職業指導費

二千六十四万円

等を計上いたしました。

次に、土木事業関係につきましては、揮発油課税に見合う不足額一億七千万円  
は夫々の事業費中に合せ計上することとし、

道路改良費

六千五百万円

道路局部改良費

四千九百五十万円

道路小破修繕費

一千二百五十万円

永久橋架換費

四千七百七十万円

道路舗装費

四百七十万円

道路側溝費

二千六百二十五万円

道路特別整備費

二千万円

道路特別整備委託費

一千万円

河川管理費

百五十万円

水防費

六百六十万円

港湾災害復旧費

札幌都市区画整理事業費

を追加計上することとした次第であります。

次は、教育関係経費についてでありますが、

教育委員会費

小学校費

高等学校管轄費

盲ろう学校管轄費

通信教育費

新制中学校整備事務費

産業教育振興費

社会体育振興費

等を見込みました。

次は、警察費についてであります。不足額に対する国の財源附与については未だ確定をみておられない状況にありますが、警察行政の重要性に鑑み、当面の所要経費につき補正増額いたしました次第でありまして、

警察職員費

同じく、

行政費

合せて、八千四十万円を計上いたしました次第であります。

以上の外、

道議会費

監査諸費

総合開発促進費

財政諸費

資金諸費

町村合併促進費

電気事業費会計繰出金

等を計上いたしております。

次に、予算の節約について申し上げます。

今回措置いたしました予算節減の基本的態度につきましては冒頭に申し述べたと

ころであります。内容的に申し上げますと、

国庫予算の圧縮に伴って補助金その他の支出金の削減をみたことによるもの

七億八千四百七十三万円

三億七千八百二十万円

十一億六千二百七十五万円

となつておるのであります。これを財源的にみますときは、

前者にあつては 三千二百六十九万円

後者にあつては 三億三千九百八十四万円

合 計 三億七千二百五十三万円

の純財源の節約がなされたこととなつておるのであります。

以上は歳出予算についてその概要を申し述べたのであります。以下歳入について申し上げます。

まず、道税収入につきましては、経済事情の悪化と冷害、災害等の悪条件の続発をみました今日において、収入困難と見込まれます事業税のうち、

過年度測定分及び滞納繰越分中 四億一千三百万円

を減額することとした次第であります。

爾余の歳入といたしましては、

公営企業及び財産収入 百九十五万円

分担金及び負担金 二千七百七十四万円

使用料及び手数料 一千百六十万円

国庫支出金 三千八百八十八万円

寄附金 七千二百三十八万円

前年度繰越金 七百八十六万円

雑収入 五千二十万円

道債 八億九千九百七十七万円

合 計 十億九千五百七十八万円

の増収を見込み、 六億八千二百七十八万円

道税の減収を差引き

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

次に、特別会計について申し上げます。

ます、

道有林野事業費において

九千八百二十万円

を追加いたしましたのは、当面道有林野の管理経営上緊急所要の経費並びに台風十五号による被害施設の復旧に要する経費につき措置いたしました次第でありまして、これが財源としては事業収入及び前年度繰越金を見合つて収支の均衡を得た次第であります。

又、電気事業費会計において二千五百万円を追加いたしましたのは、本年度新規着工の決定をみました夕張川二股地点における仮設工事及び事務所等の建設費並びに明年度より着工予定の同水系川端地点における最終的基礎調査の経費を見込んだものでありまして、これが財源としては普通会計からの繰入金を見合つてとしてゐるのであります。

なお、本会計において前年度公募借入れをなした資金の償還費本年度分一千五百万円については、予備費を減額しこれに充当しようとするものであります。

次に、

林産物検査費会計において

五百十六万円

水産物検査費会計において

五百万円

を追加いたしましたのは、主として台風十五号により被害を受けた産設の復旧費を計上いたしました次第でありまして、前者にあつては事業収入を、後者にあつては道債を見合つて措置することといたしました。

なお、農産物検査費会計については、前年度繰越金を引当てとして当面検査事業に要する経費四十万円を見込み、又酪農検査費会計にあつては、普通会計の予算節減方針にもとづく同会計からの繰入金の見込みを減額に見合つて事業経費四十万円の圧縮をはかります一面、台風十五号による災害施設の復旧に要する経費を見込みましたことにより差引三十万円の更正措置をいたした次第であります。

次に、医科大学費会計におきましては、酪農検査費会計と同様の趣旨により普通会計からの繰入金一千二百三十九万円の減額を見ましたことにより、これに見合う歳出規模の縮減措置を行うことといたしましたのであります。

また、道病院会計におきまして、

前会同様の趣旨による減額に見合つて

百八十四万円

の節減措置をいたしますと共に、本春火災により焼失いたしました、

羽幌病院の復旧費既定経費からの振替分六百万円を含めまして

二千五百万円

羽幌、松前病院の整備費

三百七万円

を前者は道債を引当てとし、後者は財産の処分金を見合つて計上いたしました次第であります。

次は、母子福祉資金貸付事業費会計についてであります。今回一千十五万円を計上いたしましたのは、今次の台風災害による罹災母子世帯を対象として貸付けを行うとするものでありまして、これが財源といたしましては、普通会計からの繰入金、道債及び雑収入を見込み収支の均衡を図つておる次第であります。

なお又、

恩給基金会計においては警察法の改正に伴う所要経費

三百九十五万円

を恩給納付金を見合つてこれを追加いたしましたものであり、

印刷所費会計につきましては、事業収入及び前年度繰越金を財源として事業運営のための当面の経費三百九十七万円を追加計上いたしました次第であります。

次に「昭和二十九年台風十五号災害による被害者に対する道税の課税免除に関する条例」及び「地方鉄道業、軌道業に対する事業税の減額に関する件」につきまして御説明申し上げます。

まず前者につきましては、今次の台風による被害者中道税の納税義務のある者に對しましては、税負担の緩和を図る必要があるものと認められますので、不動産取得税、娯楽施設利用税及び遊興飲食税について、その状況に應じ課税免除の措置を講じようとするものであります。

又後者は、地方鉄道業及び軌道業を行う法人に對する事業税は企業の実態と税負担の関連において必要と認め、従来一定率の減額措置をとつてまいつたのであります。が、過般の税法改正においてなお収入金額を課税標準として事業税を課せられる法人であつて、収入金額を課税標準とすることによつて税負担に急激な増徴を来たし、拒税力に余裕がないと認められる者に対し事業税を軽減して負担の緩和を図らうとするものであります。

次に、白老郡白老村、沙流郡平取村、上川郡永山村及び、上川郡神楽村を町とするこについて申し上げます。

白老郡白老村外三方村を町とすることにつきましては、各村民の強い要望に基きそれぞれの村議会におきまして満場一致の議決を経て申請のあつたものでありまして、その実態について調査いたしましたところ、いずれも町としての要件に関する

会について林文教委員長(協俱)より、議案第二十号、第二十一号、第二十九号乃至第三十一号、第三十四号、第四十号、第四十一号、第四十三号、第四十五号、第四十六号、第四十八号、第四十九号、第五十一号乃至第六十二号について立原総務委員長(自)より、議案第二十三号について、金沢衛生委員長(自)より、議案第二十四号について中牧土木副委員長(自)より、議案第三十二号について伊藤建築副委員長(自)より、議案第三十七号について福島商工副委員長(自)より、議案第三十八号及び第三十九号について村山水産副委員長(協俱)より、それぞれ委員会における審査の経過及び結果について報告、つぎに旭議員(自)より、議案第四十五号及び第四十六号について修正動議の趣旨弁明があつて、討論を省略し、採決に入り、まず議案第四十五号、第四十六号を一括問題とし、旭議員(自)提出の修正動議、委員長報告の順で起立採決の結果、修正動議を起立少数で否決、委員長報告を起立多数で可決、ついで議案第四十五号及び第四十六号を除く他の議案全部を委員長報告どおり異議なくこれを可決、つぎに日程第三、請願審査の件及び日程第四、陳情審査の件を一括議題とし、委員長報告を省略して委員会決定のとおり議決することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第五、意見案第十四号乃至第十六号を議題とし、いずれも趣旨弁明を省略し、原案のとおり可決することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に日程第六、閉会申請願及び陳情継続審査の件及び日程第七閉会中事務継続調査の件を一括議題とし、これを諮つていずれも異議なく閉会中、審査又は調査することとに決定、ついで、先に西田(信)議員(自)より議長に注意のあつた不穩当な発言について西村議員(社左)より弁明があり、西田(信)議員(自)より議長において処置されたい旨発言があり、その取扱のため暫時休憩、再開の後議長より注意があつて、案件の全部を議了、井川副議長閉会の挨拶をなし、午前二時五分閉会。

319	失業対策事業労働者に対する冬季支給金道負担の件	同	同	同
318	失業対策事業実施に伴う事業主体に對する事業費の財政措置及び失業者の受入体制の確立に関する件	札幌市長 高田富	北海道都市対策協議会代表 労働	同
317	白老村に町制施行の件	白老村長 茂利	外一市同	同
316	焼尻村を羽幌町に合併する計画に反對の件	焼尻村議長 鎌田綱吉	外十四名同	同
315	道議会議員選挙区中江別市を一選挙区とするの件	江別市長 古田島	外一名同	同
314	室蘭工業大学に機械工学科設置方要望の件	室蘭工業大学長 井口	外一名同	同
313	函館市における失業対策事業道費負担分特別措置の件	函館市長 宗藤	大陸同	同
312	小樽市における失業対策事業に関する件	小樽市長 安達	外五名同	同
311	釧路市に国立労災病院設置方要望の件	国立釧路労災病院誘致期成会会長 藤宏平	外三名同	同
310	河川法準用河川野津幌川の改修工事施行の件	札幌市長 高田富	同	同
309	豊平町の一部を東札幌土地区画整理事業の継続事業として施行の件	豊平町長 山田為吉	同	同
308	釧路村所在村費河川オビラシケ改修工事施行の件	同	同	同
307	釧路村所在道費河川防災工事施行の件	釧路村長 泉	重土木採扱	同
306	三笠町幾春別高台道有林開拓適地開拓計画樹立の件	三笠町長 宮尾	外一名同	同
305	合風十五号による被災漁船及び漁舎等の復旧対策の件	函館市東浜町四十一番地 函館市漁業協同組合長 金次郎	水産採扱	同
304	北海道農業試験場北見支場移転反對の件	北見市議長 安田貴司	同	同

# 意見書

意見案第二號

(昭和29・11・5原案可決)

水産委員長 坂本 与 平君提出

## 以西底曳漁業者の北洋進出に対し反対要望 に関する意見書(陳情書)

一、以西機船底曳漁業者が北洋母船式鮭鱒漁業への進出を企図している旨仄聞するが、これは順調なる発展過程を辿りつつある北洋漁業に対し、徒らに混乱を惹起する結果となるので、これに対し反対措置を講ぜられるよう要望する。

(理由)

近時以西機船底曳漁業者が北洋母船式鮭鱒漁業への進出を企図し、これが実現について各方面に折衝中の趣を仄聞するが、北洋漁業は北海道及び東北諸県の漁業者が、何等国家的又は社会的援助を得ることなく酷烈なる自然的悪条件のもと、辛勞の結果築き上げたものである。

而して終戦以降約十ヶ年空白のやむなき事情を経過し、昭和二十七年度日、米加、漁業条約により歴史的漁場の再開を見今日に至っているのであるが、北洋出漁の裏面には、かつての実績者でありながらも、判当数、希望者数の関係等から未だ出漁の機会に恵まれざる者が多い実情下にあると共に、水産庁においては本事業の発展性に鑑み以東底曳漁業整理の一方策として北洋独航船主に対し、北洋出漁を条件として、以東底曳漁業の整理廃業を強制し出漁者亦沿岸漁業資源函養の大乗の見地より同策順応の線に沿っている。これに対し以西底曳業者は現漁場確保に加えて東支那海、南方諸海域への進出も可能なる状況下におかれているのであつて本道漁民に比較して恵まれた漁業環境下におかれているのである。

依つて以西底曳漁業者の北洋母船式鮭鱒漁業の進出に対しては反対措置を講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 蒔田 余 吉

農林大臣  
水産庁長官  
衆議院議長

各通

335	中川村の冷水害による被害農家救済対策の件	中川村長 斎藤吉平	同
334	音更町における冷水害対策の件	音更町長 神田 外八八名 助 務	同
333	石狩支庁管内の被害農家に対する救済増額交付方の件	石狩支庁管内町村会長 籾 輪 早三郎	同
332	中の川村の冷水害による特別交付金	中川村長 斎藤吉平	同
331	音更町の冷水被害農家に対し国税及び地方税減免の件	音更町長 神田 外八八名 助 務	同
330	十五号台風による被害開拓農民に對し税金免除の件	渡島地区開拓協議会長 佐藤 掃太郎	同
329	北後志地方の冷風旱害による被害農家に対し税減免の件	北後志地方農業委員会連合 会長 金子源藏	同
328	十五号台風及び岩内町大火災害に對する財政措置の件	後志町村会長 松 実 菱三 同 外七名	採 扱
327	各種事業に對する起債の早期決定方 件の件	同	同
326	現行起債制度廃止方の件	胆振支庁管内町村議 議長 会長 萱場久米三郎	同
325	幌延村農業災害に伴う財政措置の件	幌延村長 赤松 満太郎	同
324	神楽村に町制施行の件	神楽村長 村上 一郎 務 同 議 會 議 員 付 せ ず	同
323	広尾保健所附属建物増築の件	広尾保健所運営協議 會 長 真岩 栄 外二名 松 衛	同
322	大野、七飯、上磯各町村を結ぶ村道 を道道に昇格の件	大野村長 神谷 如意 同	同
321	道道札幌茨戸線の一部に排水及び舗 装工事施行の件	札幌市長 高田 富 同	同
320	道道帯広本別線池田所在高島橋を永 久橋として架替の件	池田町長 新津 秀 同 外一名 土 木 採 扱	同

⑮ 意見案の取扱い方及び特別委員会の設置について協議。

⑯ 知事より、駐留軍その他各団からの今次災害に対する見舞について報告、午後五時五分休憩、午後五時三十分再開。

⑰ 特別委員会設置については、委員は二十三名に決定、委員の各派割当は協俱八、自由七、社会左三、社会右三、公正一、労農一で、委員名簿は本会議再開までに議長に提出することとし、

⑱ 意見書の案文については委員長一任に決定。

⑲ 特別委員会の経費は百五十万円とすることに決定。

⑳ 台風十五号災害対策特別委員会設置等に関する決議の案文については案文のとおり決定。

㉑ 災害対策の意見案は議運委員長が趣旨弁明を行うこととし、

㉒ 外国関係の見舞について知事より報告を行うことを了承。

㉓ 再開後の議事は、(1)議案第一号委員会付託を省略即決、(2)意見案第一号趣旨弁明を行い議決、(3)決議案第一号議決、委員選任、(4)外国関係の見舞に対する知事の報告、(5)閉会中請願、陳情の継続審査付託の順とすることを了承。

㉔ 本会議は午後七時再開することとし、午後六時散会。  
(第三回定例会関係分)

○十月二十五日 午前十一時十五分、議長室において開議。

① 陳情聴取のため休憩、(休憩中、深川町長より、空知町村長会及び農民団休を代表して冷風害に対する道議会の対策について謝辞を述べ、今後の対策に万全を期されたい旨の陳情を聴取)、午前十一時

二十一分再開。

② 井川副議長(協俱)より、洞爺丸災害による三沢議員外道関係職員の間慰靈祭挙行(二十六日)に関する経過について報告。

③ 議案第三十三号は知事の提案理由説明を聴取後総務委員会付託、一旦休憩、再開して議決することに決定。

④ 議案審査のため二十六日より二十八日まで三日間休会、二十九日再開、二十九、三十の両日は質疑を行うことに決定。

⑤ 宮坂議員(協俱)より、青函連絡滞貨処理について、森川議員(社左)より、日鋼争議の警察官不当介入並びに職権乱用について緊急質問を行うこととし、

⑥ 議事の順序は、知事説明、議案第三十三号を委員会付託、緊急質問の後一旦休憩、再開して議案第三十三号の議決とすること。

⑦ 会期については再開後議案の審議状況によつて決めること、本会議は午後一時より開議することとし、午前十一時四十分休憩、午後三時三十分再開。

⑧ 議案第三十三号は総務委員会で原案可決となつたので直ちに上程し、総務委員長報告の後議決すること、ついで休会を決定し、本日は散会することに決定。

⑨ 二十九日までに代表質疑を決めること、本会議は直ちに再開することとし、午後三時三十八分散会。

○十月二十九日 午前十時五十一分、議長室において開議。

① 総務委員長より提出の意見案第一号室蘭工業大学に機械工学科設置に関する意見書は上程することに決定。

② 会期は明日の議運で決定すること。

③ 本日の議事は、意見案の審議、日程第一の代表質疑の順とすること、代表質疑は午前中一名行い一旦休憩、再開後答弁を行うこととするに決定。

④、総務部長より今後の提出議案について説明を聴取。

⑤ 本会議は十分後に開議することに決し、午前十一時散会。

○十月三十日 午前十時四十分、議長室において開議。

① 会期は十一月十日まで十日間延長とすることに決定。

② 本会議は午前十一時より開議することとし、午前十時五十五分休憩、午後三時十五分再開。

③ 本日の代表質疑は一名で終了とすることに決し、午後三時二十分散会。

## 総務委員会

○十月一日 午前十一時十分、第三委員室において開議。

① 冒頭、函館市議会議長より、台風十五号による函館市の災害に対する道議会よりの慰問団派遣に対し謝辞並びに函館市の災害救済措置について陳情を聴取、次に新篠津村長より、台風十五号災害に対する救済措置並びに災害救助法の適用方について陳情を聴取。

② 立原委員長（自）より、提出議案の説明を求め、総務部長より説明、山内委員（労）より、(1)道職員の洞爺丸遭難の状況及び遺家族の救済措置、(2)洞爺丸遭難者の他府県より遺家族の来道に対する道の援護措置、(3)災害救助法の内容及び救助法適用の見解等について、川人委員（社右）より、遭難道職員以外の遭難者に対する慰霊祭実施について、太田委員（社左）より、(1)災害救助法発動による予算措置の問題、(2)三沢議員の外に議員バツチをつけた遭難者の確認と道議補選の問題について（関連して鈴木委員（社左）より、議員バツチをつけた遭難者の確認について発言があり）、吉田（定）委員（協俱）より、合同慰霊祭における三沢議員の取扱い方、財政貧弱な町村に対する救助法適用の問題等について、窪田委員（公）より、合同慰霊祭における道立以外の学校関係者の取扱い方、災害救助法適用の範囲等について質疑があり、総務部長、人事課長、社会課長、消防災害課長より答弁。

③ 次に委員長より、議案の委員会付託省略については各党の意向を

まとめて議運に申し入れること、町制施行の問題については明日委員会を開いて理事者の調査報告を聴取の上委員派遣を決めることとする旨を述べ、午後零時三十分散会。

○十月二日 午前十時四十分、第三委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、道警並びに町制施行現地調査の問題を議題に供し、前回委員会において実施決定していたが台風十五号災害のため道警本部のみ調査しその他は延期になっていた旨を述べ、町制施行に関するその後の状況について説明を求め、地方課次長より説明、協議の結果、現地調査を実施することとし、第一班は平取、白老両村並びに苫小牧警察署、苫小牧港を十月七日より四日間、派遣委員は立原委員長（自）、西田（信）（自）、鈴木（社左）、川人（社右）、金沢（自）、山内（労）、窪田（公）、井川（協俱）各委員、第二班は永山、神楽、南尻別の各村並びに永山農学校、道警旭川方面本部を十月七日より四日間、派遣委員は大久保（協俱）、吉田（定）（協俱）、多田（社右）、二瓶（協俱）、太田（社左）各委員を決定。

② 次に西田（信）委員（自）より、道議会議員選挙区の問題について説明を求め、地方課次長より説明、大久保委員（協俱）より、江市町の場合について発言があり、吉田（定）（協俱）、金沢（自）、山内（労）各委員より質疑があり、地方課次長より答弁。

③ 次に金沢委員（自）より、台風十五号の災害復旧に関する予算措置について総務部長の出席要求があり（関連して西田（信）委員（自）よりも出席を要求）、委員長より、総務部長、財政課長の出席を求めることとする旨を述べ、暫時休憩、午後一時再開。

④ ついで災害復旧に関する予算措置の問題を議題とし、金沢委員（自）より、(1)岩内町に対する衛生対策並びに洞爺丸の死体処理の対策、(2)道の予算縮減問題、(3)高校建物破損等の修理実施、(4)災害損失額の算定基礎について、西田（信）委員（自）より、(1)岩内の

住宅建設に対する予算措置及び既定予算の操作問題、(2)災害損失額の算定基礎について質疑(関連して吉田(定)委員(協俱)よりも災害損失額について質疑)があり、財政課長より答弁、午後一時十五分散会。

○十月十一日 午前十一時、第三委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、道警の実態調査について諮り、金沢委員(自)より、十五日に委員会を開き引続き調査を実施することについて意見があつて、暫時休憩、午前十一時三十分再開。

② ついで十五日委員会を開き引続き十六日より二班を編成して道警調査を実施することについて諮り、一班―胆振、渡島、檜山支庁管内を田中副委員長(自)、井川(協俱)、西田(信)(自)、窪田(公)、山内(労)、鈴木(社左)、宮北(協俱)各委員、二班―石狩、網走、釧路国支庁管内を立原委員長(自)、川人(社右)、多田(社右)、吉田(定)(協俱)、二瓶(協俱)、大久保(協俱)、太田(社左)各委員、期間はそれぞれ十月十六日より五日間として実施することに決定。

③ ついで委員長より、十五日には道財政の現況について聴取する旨を述べ、二瓶委員(協俱)より、町村合併の問題についてもその際聴取されたい旨の意見があつて、午前十一時五十五分散会。

○十月十五日 午前十一時三十分、第三委員室において開議。

① 冒頭、赤平市議会代表より、赤平市を単独の選挙区とすることに ついて、南尻別村長より、南尻別村の町制施行について陳情を聴取。

② 立原委員長(自)より、道議会議員の選挙区設定の構想について説明を求め、地方課長より説明、山内(労)、鈴木(社左)、金沢(自)、太田(社左)、川人(社右)各委員より質疑及び意見があり、

地方課長より答弁、

③ 次に金沢委員(自)より、知事の道職員及び教職員整理に関する意見発表について総務部長の出席要求があり、委員長より、総務部長の出席を求める旨を述べ、暫時休憩、午後二時五十分再開。

④ ついで金沢委員(自)より、人員整理の問題について説明を求め、総務部長よりその内容について説明、金沢委員(自)より、これについての予算提案問題について、山内委員(労)より、(1)待命制度、(2)希望退職と強制首切りの問題及び退職金倍額支払の財政措置、(3)退職金倍額支給に対する自治庁の財源措置、(4)臨時職員の数、(5)昇給停止の取扱等について質疑があり、総務部長より答弁、川人委員(社右)より、まず機構の簡素化を図つた後に人員整理にはいるべき旨、山内委員(労)より、本委員会には載入面についても明瞭に知らせてほしい旨、金沢委員(自)より、新規採用の停止による中堅幹部養成の問題及び退職者の就職斡旋について考慮されたい旨の意見があり、総務部長より応答、午後三時四十分散会。

○十月二十三日 午前十一時三十分、第三委員室において開議。

① 立原委員長(自)より、白老村外四村の町制施行の施行期日について説明を求め、地方課自治振興係長より説明、多田(社右)、山内(労)、西田(信)(自)各委員及び委員長より、施行期日を十一月一日とすることについて質疑及び意見があり、地方課長、同係長より答弁、二十五日に議決した場合十一月一日施行について地方課より自治庁及び五村の村長の意向を確めた上で二十五日に再び審査を行うこととし、

② 次に第三回定例会提出議案の説明聴取については、総務部長より資料の印刷が間に合わぬので二十五日に願いたい旨を述べ、委員長より、開会当日では審査が十分にできないから今後は改められたい旨を述べ、西田(信)(自)、山内(労)、二瓶(協俱)、太田(社左)

各委員より、説明聴取について意見があり、結局大綱の資料により明日委員会を開くこととし、午後零時十五分散会。

### ○十月二十四日 午後一時四十分、第三委員室において開議。

立原委員長（自）より、第三回定例道議会提案の議案及び資料の印刷は明日でないとできないので、本日は総務部作成の予算編成大綱に基いて理事者の説明を聴取する旨を述べ、総務部長より予算編成方針について説明、西田（信）委員（自）より、(1)人件費に関する組合との折衝内容及び対議会の問題、(2)希望退職の予定数と補充並びに整理により節減される経費、(3)人員整理による事務支障の問題等について、川人委員（社右）より、希望退職の扱い方及びその予算措置について、金沢委員（自）より退職金の支払方法とその予算措置について、二瓶委員（協俱）より、(1)退職金支給による財政上の影響、(2)退職希望がない場合の取扱い方及び高給者の範囲並びに組合と交渉の内容について、山内委員（労）より、(1)欠員不補充による一年間の退職者数及び希望退職による退職金の支給額、(2)人員整理に関する政府の指示の有無並びに道に在職する団費吏員の取扱い方、(3)事業費節約と現場との関係、(4)退職者に対する退職金の早期支給について質疑があり、総務部長より答弁、再び西田（信）委員（自）より、道税減収の内容並びに六月議会における事業税、遊興飲食税の過大見積指摘に対し対処していないことについて質疑があり、総務部長より答弁、西田（信）委員（自）より、道税の過大見積の問題について遺憾の意を表明、税務課長より応答、午後三時三十分散会。

### ○十月二十五日 午前十時五十五分、第三委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、平取、白老、南尻別、永山、神楽各村の町制施行の現地調査の結果について報告を求め、川人委員（社右）より、第一班の平取、白老村調査の結果について、多田委員（社

右）より、第二班の永山、神楽村調査の結果（南尻別村は検討中の旨）について報告、白老、平取、永山、神楽の四村は本委員会に付託されてから委員会を開き十一月一日より町制施行するという段取りとし、南尻別村については第二班の調査報告があるまで提案を控えさせることとし、

② 次に第三回定例会提出予算案について財政課長より説明を聴取、西田（信）委員（自）より、(1)予算減額と施行済事業に対する未払の有無、(2)遊興飲食税関係業者の実態調査の問題、(3)北海道の遊興飲食税が全国的に見て高位にあることが及ぼす影響等について、山内委員（労）より、政府の予算節減の妥当性について、金沢委員（自）より、(1)遊興飲食税の予算確保の見透し及び課税方法、(2)災害並びに冷害の遊興飲食税に対する影響と同税予算の再検討の問題について質疑及び意見があり、総務部長、財政課長より答弁、暫時休憩、午後三時五分再開。

③ 次に付託議案の審査に入り、議案第三十三号白老村、平取村、永山村、神楽村を町とするの件は原案可決に決し、午後三時三十分散会。

### ○十月二十七日 午前十一時、第三委員室において開議。

① 立原委員長（自）より、室蘭工大の機械工学科設置に関する意見案の提出について諮り、山内（労）、金沢（自）、川人（社右）、窪田（公）、吉田（定）（協俱）各委員より、それぞれ道費持出しとならぬよう釘を打つて意見書提出に賛成の意見があつて、意見案第一号室蘭工業大学に機械工学科設置に関する意見書を案文のとおり提出することに決定。

② 次に提出議案について二十五日に引続き事前説明を聴取する旨を述べ、民生部、公安委員会、労働部所管について財政課長より説明、公安委員会所管に対する質疑は後刻行うこととして、金沢委員

(自)より、失対事業の枠拡大に災害関係分が含まれたかどうかについて、吉田(定)委員(協俱)より、駐留軍引揚げによる労務者に対する措置について、山内委員(労)より、失対事業の財源中雑収入の内容について質疑があり、財政課長より答弁。

③ 次に建築部、農地開拓部所管について財政課長より説明、金沢委員(自)より、開拓会館運営費の内容について、宮北委員(協俱)より、開拓融資保証協会の内容及び本部所在地について質疑があり、財政課長より答弁。

④ 次に商工部、教育委員会所管について財政課長より説明、委員長より、中小企業相談所助成費削減の理由について、窪田委員(公)より、今次予算の縮減状況について、吉田(定)委員(協俱)より、教職員に対する退職金の支出について質疑があり、答弁の後、暫時休憩、午後一時二十分再開。

⑤ 次に農務部、衛生部、水産部所管について財政課長より説明、山内委員(労)より、浅海増殖振興費の財源について質疑、財政課長より答弁。

⑥ 次に各特別会計並びに冷風害関係予算について財政課長より説明、山内委員(労)より、岩内町大火に伴う都市計画復興事業の内容について、吉田(定)委員(協俱)より、台風十五号災害による道有林被害処理の予算について、大久保委員(協俱)より、公共建造物復旧費の内容について、太田委員(社左)より、岩内町大火災害復興に道職員が当たっているが、これに対する町職員の参加について質疑があり、財政課長より答弁。

⑦ 次に公安委員会所管について財政課長より先刻の説明を補足、金沢委員(自)より、(1)道警の日直、宿直手当不足に対する予算措置の問題、(2)現在までの手当の未支給分、(3)自警より道警移管による手当未支給の問題、(4)室蘭日鋼争議に道警出動の経費に対する措置、(5)予算がない場合の非席召集等に対する措置、(6)庁舎、公宅の

新增米計画等について、山内委員(労)より、(1)予算の配賦状況、(2)日、宿直手当予算の令達遅延の問題、(3)財産引継ぎ完了の見逃し等について、太田委員(社左)より、(1)道警の道費予算要求額、(2)旅費、日直、宿直手当の不足に対する措置等について、大久保委員(協俱)より、当委員会及び議会に対して道警の現状を認識させるべきについて質疑及び意見があつて、財政課長、警務部長、道警會計課長より答弁。

⑧ 次に議案第三十号昭和二十九年台風十五号災害に因る被害者に対する道税の課税免除に関する条例制定の件、議案第三十一号地方鉄道業及び軌道業に対する事業税減額に関する件について税務課次長より説明、山内委員(労)より、道税減免による減収見込について、また太田委員(社左)より、今後の追加議案提出の見透しについて質疑があり、財政課長、税務課次長より答弁、午後三時四十五分散会。

## 衛生委員会

○十月二日 午後一時四十六分、第三委員室において開議。

① 冒頭、静内町長より、浦河保健所静内支所を浦河保健所に昇格方について陳情を聴取。

② 金沢委員長(自)より、台風十五号による衛生部所管の問題について説明を求め、医務課長、予防課長より説明、委員長より、今後伝染病対策に要する経費、巡回診療車白鳩号の岩内派遣、洞爺丸遭難死体の野焼の実施と検案の問題等について、山内委員(労)より、野焼施設の適否の許可及び検案決定の取運びについて質疑及び意見があり、医務課長、環境衛生課長より答弁。

③ 次に委員長より、洞爺丸遭難現場、岩内大火現場の視察について

は、総務委員会で予定されている道警調査の際考慮すること、また医薬分業の問題については後日検討することとする旨を述べ、午後二時四十分散会。

○十月十五日 午後二時三十分、第三委員室において協議会を開議。

金沢委員長（自）より、定数に達しないので協議会形式で進めることについて諮り、そのことに決し、災害関係その他に関する中央折衝の経過について説明を求め、衛生部長より説明を聴取、午後二時五十分散会。

## 文教委員会

○十月十三日 午後一時二十三分、第二委員室において開議。

① 林委員長（協俱）より、懸案事項の説明を聴取することについて諮り、異議なくそのことに決したが、懸案事項に入る前に、まず台風十五号による文教施設の被害状況について、次に五月暴風災害のその後の被害判明分及び復旧措置等について学校教育課長補佐より説明を聴取。

② 次に義務教育費国庫負担分の決定及び産業教育国庫補助の決定について学校教育課長補佐より説明、新川委員（労）より、理科教育に対する道負担額、純道費の持出額と当初予算との関係等について、中野委員（社左）より、定時制高校に対する道負担とその配分方法について質疑があり、学校教育課長、同補佐より答弁。

③ 次に懸案事項の説明に入り、共済組合の宿舍建設について学校教育課長、同補佐より説明、中野委員（労）より、建物の管理者、道の補助がない場合等について、坂東（浩）委員（自）より、利用の見透しについて質疑があり、答弁があつて、

④ 次に共済組合の医療施設の問題について学校教育課長、同補佐より説明、委員長より、総予算額について質疑の後、本問題については随時聴取を行う旨を述べ、

⑤ 次に高校入学選抜問題について学校教育課長より説明、以上で懸案事項に関する説明聴取を終り、

⑥ 次に次期議会に提案予定の予算の内容について財務課長補佐より説明、新川委員（労）より、それぞれの件については昨年当委員会で行った決議にもとづいて知事に要望すべき旨の意見があつて、このことについて諮り、委員長より賛成多数につきそのように取計る旨を述べ、ついで中野委員（社左）より、知事に対する要望事項として休職の問題をとりあげるべき旨の意見あり、（関連して、新川委員（労）よりも本問題は強く要望すべき旨の意見あり）委員長これを了承。

⑦ 次に委員長より、第十回冬季国体の主催者、運営、経費等について質疑があり、財務課長補佐、保健体育課長補佐より答弁。

⑧ 次に教職員住宅の建設について学校教育課長、財務課係長より説明。

⑨ 次に坂東（浩）委員（自）より、台風災害による住宅復旧の早急対策について、新川委員（労）より、文教関係のつなぎ融資の問題、台風により休校している学校の有無等について、委員長より、岩内の授業開始の見透し等について質疑及び意見があり、教育長、学校教育課長より答弁、午後三時四十七分散会。

## 民生委員会

○十月二日 午前十一時十分、副議長室において開議。

① 本多委員長（協俱）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請

願第五百十号、第五百五十一号、第五百五十七号、陳情第二百六十号、第二百六十一号、第二百六十四号、第二百六十八号は採択に決定、請願第四百四十四号、第四百四十五号は次回まで保留とし、

- ② ついで新川委員(勞)より、本委員会で採択となつた災害に関する請願、陳情は特別委員長に申し入れるべき旨の意見があり、委員長これを了承、ついで桑野委員(自)より、(1)被災農家に対する根本的な原因究明と救済対策、(2)災害救助法の適用条件及び適用の効果、(3)災害基礎数字はどこで調査したものを規準とするか等について、勢田委員(自)より、災害救助法発動の命令権者について、中山委員(協俱)より、災害救助法適用の問題及び今次の救助法発動による道費持出し額について、委員長より、災害救助法適用町村増加の見透しについて、質疑があり、社会課長、消防災害課長より答弁、林(協俱)中野(社左)委員より、特別委員会が設置されているが本委員会所管の範囲については完全なる活動をなすべき旨の意見があり、委員長より応答。
- ③ 次に保育所、母子寮設置に関する見透しについて婦人児童課長より説明を聴取。
- ④ 次に引揚住宅問題に関する中央折衝について諮り、桑野委員(自)を派遣することに決定。
- ⑤ 次に今次災害に対する道内視察については十月三日より八日間、岩内町、函館市及び空知、上川支長管内に本多委員長(協俱)林(協俱)新川(勞)中山(協俱)各委員を派遣することに決定、午後零時四十分散会。

○十月二十一日 午前十一時三十分、第一委員室において開議。

- ① 本多委員長(協俱)より、台風十五号による災害対策の中央折衝の経過について説明を求め、まず民生部長より説明、ついで井口委員(社左)より、中央折衝の経過について報告、林委員(協俱)よ

り、集団施設の補修費について、林委員(協俱)より、集団施設の補修費について、坂東(浩)委員(自)より、道と中央関係庁の被害数字の喰い違いについて質疑、(関連して秋山副委員長(協俱)よりも被害数字喰い違いの問題について意見あり)民生部長より答弁、暫時休憩、午後零時五十分再開。

- ② ついで中山委員(協俱)より、岩内町における罹災者の状況について、秋山委員(協俱)より、冷害による困窮者対策並びに岩内町における思想運動について質疑があり、民生部長、消防災害課長より答弁。
- ③ 次に桑野委員(自)より、先般衆議院引揚対策特別委員会に対し引揚者住宅獲得について陳情を行つたことについて報告、午後一時二十十分散会。

○十月二十九日 午後二時十分、第一委員室において開議。

本多委員長(協俱)より、中国紅十字社代表李徳全女史訪日に際し、来道方要望について意見を求め、新川(勞)中山(協俱)井口(社左)桑野(自)各委員よりそれぞれ意見及び質疑があつた後、本道留守家族の声をきいてもらうため李女史の来道を求めること、李女史の来道不可能の場合は同行者中より来道を求めることとし、このことについて東京事務所長及び目下上京中の中野委員(社左)に対し日赤本社に要望折衝方依頼の無電連絡を行うこととし、午後一時三十分散会。

## 農務委員会

○十月二日 午後一時二十五分、第一委員室において開議。

- ① 宮本委員長(協俱)より、請願、陳情の審査について諮り、後日

審査を行うことに決し、

- ② 次に先般決定した道内調査は三沢委員（社左）の遭難、臨時議会等により中斷していたが、これを続行することとし、道南方面は西川（協俱）、朝倉（自）、堀田（自）、各委員、道北方面は岡林（社左）、天谷（協俱）、土橋（協俱）、各委員、期間はそれぞれ十月五日より六日間と決定。

- ③ 次に本年産米供出に関する上京折衝について、荒（社左）、朝日（協俱）委員より意見があり、情勢によつて委員会を開き対策を協議することとし、午後一時五十五分散会。

## 水産委員会

○十月二日 午後三時四十分、副議長室において開議。

- ① 坂本委員長（自）より、台風十五号による漁業関係災害について説明を求め、水産部長より説明、村山副委員長（協俱）より、オホーツク海の鮮網の流失について、沖野委員（公）より、豊富における発動機船、網の全滅及び建物等に対する対策について、舛田委員（協俱）より、着業資金の融資について、笠井委員（社右）より、岩内に対する万全の対策について質疑（関連して委員長より融資の見透しについて質疑）があり水産部長より答弁。
- ② 次に請願、陳情の審査に入り、請願第百六十号は二項目のうち一項目を除き採択、陳情第二百七十九号は採択に決定。
- ③ 次に舛田委員（協俱）より、五月災害に対する融資促進について質疑があり、水産部長より応答、午後四時五十分散会。

○十月四日 午後一時五十五分、第二委員室において開議。

- ① 村山副委員長（協俱）より、陳情聴取について諮り、稚内漁業協

同組合長より、中型底曳船による冬鯧漁獲禁止措置について陳情を聴取。

- ② ついで田呂委員（協俱）より、道の中型底曳船取締りの権限及び取締船が違反を確認しない場合の被害に対する措置について、舛田委員（協俱）より、(1)漁具、漁法の工夫により完全な鯧の漁獲を目的としている場合の取締りの問題、(2)冬鯧調査の予算措置及び寄附募集の対象について、沖野委員（公）より、(1)冬鯧漁獲と沿岸漁民の保護政策及び冬鯧の試験経過、(2)冬鯧調査の予算措置及び予定寄附の釀出状況について、松平委員（自）より、冬鯧調査完了までの禁漁措置について質疑及び意見があり、漁業調整課長、水産課次長より答弁、更に沖野（公）、舛田（協俱）、松平（自）各委員より、沿岸漁民の保護底曳船の鯧漁獲の禁止について意見があり、同課長より答弁。

- ③ 次に請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第百三十五号、陳情第二百二十九号、第二百三十九号は採択に決定、午後三時三十五分散会。

○十月二十五日 午後三時、第一委員室において開議。

- ① 村山副委員長（協俱）より、底曳船による冬鯧漁獲禁止措置に關し中央折衝を行うことについて協議する旨を述べ、まず本問題について陳情を聴取することとし、稚内漁業協同組合長より、中型機船底曳漁業による鯧混獲の全面禁止措置について陳情を聴取。

- ② ついで沖野（公）、舛田（協俱）、旭（自）各委員より、底曳船の冬鯧漁獲に対する沿岸漁民の保護に關する理事者側の意見調整の結果並びに対策について説明を求め、水産部長、漁業調整課長より説明、沖野委員（公）より、冬鯧調査には相当長期間を要するのでこの調査期間中は漁獲禁止措置を講ずべき旨並びに現在程度の底曳船の冬鯧漁獲は沿岸漁民に対する経済的影響が少いという根拠を示さ

③ 次いで底曳船による冬鯨漁獲禁止措置折衝のための上京委員の選任について諮り、派遣委員の人選については委員長一任に決し、午後三時五十分散会。

## 農地開拓委員会

○十月二日 午後二時五分、副議長室において開議。

① 安達委員長（自）より、台風十五号による災害状況について説明を求め、拓務課長より説明、笠井委員（社右）より、家屋と農作物以外の被害の有無、緊急対策の内容、国の予算がつかない場合の対策等について、舛田委員（協俱）より、根室、釧路方面の被害の有無について、井野委員（社左）より、台風十五号による農業被害の加算率、開拓住宅複旧等に対する早期対策の樹立等について、田呂副委員長（協俱）より、被害住宅に対する補助の問題について、田呂委員（社右）より、生活保護法適用の範囲の拡大について質疑及び意見があり、拓務課長、開拓経営課長より答弁、田呂副委員長（協俱）より、財政課長の出席要求があつて、暫時休憩、午後二時三十八分再開。

② ついで田呂副委員長（協俱）より、種籽確保の措置について、笠井委員（社右）より、北見における開生連から流した種子で全然結果しないものに対する措置について質疑があり、開拓経営課長より答弁。

③ 次に財政課長に対して田呂副委員長（協俱）より、開拓被害住宅に対する補助に關し一時借入金による措置並びに財政事情補助の見透し等について質疑及び意見があり、財政課長より答弁、田呂副委員長（協俱）より、開拓者一戸当り五万円を支出するよう委員会の決定として理事者に申し入れを行ふべき旨の意見があり、舛田委員（協俱）より、このことについて財政課長の回答を求めることについて発言があつたが、笠井委員（社右）より、即答を求めることは無理であるから委員長より委員会の意見を要望することとすべき旨の意見があつて、異議なくそのことに決し、午後三時三十分散会。

○十月四日 午前十時三十分、第二委員室において開議。

安達委員長（自）より、請願、陳情の審査を行う旨を述べ、請願第四百四十九号、第五百十九号、陳情第二百五十二号乃至第二百五十四号、第二百六十七号、第二百七十号は採択に決し、委員長より、開拓者住宅の複旧については冷害、台風の兩特別委員長に善処方を申し入れられる旨を述べ、午前十一時五十分散会。

○十月二十七日 午前十一時、第二委員室において開議。

① 冒頭、根室開拓地協議会々長より、冷害対策について、恵庭町盤尻地区住民代表より、恵庭町盤尻、島松川上地区の自衛隊演習用地買収反対について、それぞれ陳情を聴取、舛田委員（協俱）より、自衛隊要求の状況、経緯等について質疑及び資料の提出要求があり、笠井委員（社右）より、補償額がよい場合買収に応ずるといふ意向をもつた住民の有無について質疑があり、用地課長、陳情者より答弁。

② 安達委員長（協俱）より、冷害関係中央折衝経過について報告を求め、田呂副委員長（協俱）より報告。

③ ついで舛田委員（協俱）より、二十九年年度の農道補修の起債による分以外の財源措置について質疑があり、農地開拓部長、拓務課長より答弁。

④ ついで笠井委員（社右）より、土地改良課客土係長の不正事件に關する経過について質疑があり、土地改良課次長より、事件の概要について答弁、田呂副委員長（協俱）より、事件の徹底的究明を行うべき旨並びに事件の内容について、笠井（社右）、舛田（協俱）委員より、事件の内容並びに現在本人に対してとつてゐる処分等について質疑があり、農地開拓部長、土地改良課次長より答弁、午後零時三十五分散会。

## 商工委員会

○十月二日 午前十時五十五分、第二委員室において開議。

宮坂委員長（協俱）より、現在の青函間の輸送状態について説明を求め、商工振興課長より説明、ついで伊藤委員（自）より、台風災害の複旧資材の輸送力の問題について、佐久間委員（自）より、複旧資材特に柁の幹旋主体とその必要量について、和平委員（労）より、(1)被災地における必需品の物価抑制の問題及び物価確保の問題、(2)十次造船建造割当獲得折衝の結果について、糸川委員（協俱）より、岩内町の複旧計画の検討について、大島委員（協俱）より、するめ輸出に關する函館業者の反対の問題について質疑及び意見があり（關連して菊地委員（協俱）より、本問題の昆布等に及ぼす影響について意見あり）商工部長、商務観光課長より答弁、午後零時五十分散会。

○十月二十五日 午前十一時四十五分、第二委員室において開議。

宮坂委員長（協俱）より、青函航路の貨物輸送の現況について説明

を求め、商工振興課長より説明、委員長より、運賃差の国鉄負担の問題について質疑及び意見があり、商工振興課長、同課次長より答弁、ついで委員長より、青函輸送力増強のため、民間団体のようなものをつくり中央に要請してどうかと発言、菊地委員（協俱）より、まず試案の提示方について意見があり、ついで委員長より、青函輸送問題について本日の本会議において緊急質問を行うことについて了承を求め、午後零時七分散会。

## 建築委員会

○十月一日 午前十一時二十分、第三委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、台風十五号による災害対策を議題に供したが、本会議終了後再開することとし、一旦休憩、午後四時三十分再開。

② 台風十五号による災害対策について建築部長より説明を聴取、委員長より、五坪住宅の資金負担者について宮津委員（自）より、入居者の選定方法について、舟木委員（社左）より、仮設住宅の資金の問題について、菊地委員（協俱）より仮設住宅の耐用年数及び岩内以外の倒壊建物再建に対する融資について、糸川委員（協俱）より、岩内町の仮設住宅枠の増加について（關連して福島委員（自）より第二次分の考慮について質疑）、佐久間委員（自）より、(1)複旧資材確保の問題、(2)災害予防上密集地域に対する注意勧告の必要、(3)複旧費の融資問題、(4)資料提出のおくれた遠隔地に対する災害救助法の適用、(5)住宅以外の一般建物の災害調査の実施、(6)複旧資材の価格取縮りの問題等について、森川委員（社左）より、災害救助法発動に対する裏付について、大島委員（協俱）より、複旧資材確保の問題について、和平委員（労）より、住宅複旧に対する国

有林、道有林の払下げについて、福島委員（自）より、被災地の物価抑制と物資の流通計画について質疑及び意見があり、建築部長より答弁、糸川委員（協俱）より、複旧資材確保の問題について林務部長の出席要求があつたが、伊藤副委員長（自）より、明日の商工委員会の後に林務部長より聴取することについて意見があつて、そのことに決し、

③ 次に被災地の現地調査について諮り、武田（協俱）和平（労）福島（自）各委員よりそれぞれ意見があつて、本問題については、明日決めることとし、午後六時散会。

○十月十五日 午前十一時四十五分、第二委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、定数に達しないので協議会形式で進めることについて諮り、そのことに決し、台風十五号による建築関係災害対策について協議する旨を述べ、現地調査の結果について報告を求め、委員長より、渡島、檜山、胆振各支庁管内調査の結果について、佐久間委員（自）より、空知、上川、留萌各支庁管内調査の結果について報告、佐久間委員（自）より、五坪の仮設住宅に対する増築助成の問題及び危険校舎として指定を受けていないものの倒壊に対する処置について、舟木委員（社左）より、災害救助法による補助率について質疑があり、住宅課長、建築指導課長より答弁、

② 次に糸川委員（協俱）より、後志方面調査の結果について報告、佐久間委員（自）より、災害復旧の見直し並びにモデル校である増毛高校、深川中学の復旧について質疑があり、暫時休憩、午後一時二十五分再開。

③ ついで中央折衝の問題について宮津（自）舟木（社左）糸川（協俱）各委員より、早急上京委員派遣の必要について意見があり、住宅課長より説明があつて、定数に達したので協議会を閉じ、午後一

時四十九分委員会を開議。

④ 委員長より、本日協議された事項について了解を求め、森川委員（社左）より、中央折衝の問題について質疑があり、委員長より応答の後、中央折衝の委員派遣については、十八日より、七日間、武田（協俱）佐久間（自）委員に決定、なお上京中の伊藤副委員長（自）の協力を求めることとし、午後二時八分散会。

## 労働委員会

○十月二日 午前十時四十二分、議長室において開議。

① 三室委員長（自）より、日鋼室蘭製作所労働争議に関する小委員会の審査経過並びに日鋼争議早期解決要望決議書の手交状況について報告、ついで徳中委員（自）より、日鋼争議取材中の新聞記者に対する組合員の暴行事件について警察の厳重取締りを知事及び道警本部に要請されるよう本日室蘭の新聞記者団より電話があつた旨を報告、土山（公）浜森（社右）委員より、本問題について道警本部長の出席要求があつて、そのことに決し、ついで委員長より、室蘭市における関係者面接の結果について報告、池戸委員（労）より、会社側の人員整理の態度について補足報告の後、

② 道警本部長出席につき委員長より、取材中の新聞記者が暴行を受けた際、警察が傍観的態度であつたことについて説明を求め、道警本部長より説明、徳中委員（自）より、争議取材中の記者に対する暴行問題及び室蘭警察署に対する増員について、西田（正）副委員長（協俱）より、(1)室蘭より警察官を引揚げたことに対する道警の判断、(2)本問題についての室蘭警察署長よりの報告並びに取締り強化の問題、(3)六百名の警察官の検事指揮の問題について、時田委員（社右）より、第一組合のビケラインと第二組合員の会社の入門

許可証による入門通行の合法性及び入門に際し警察官介入の問題について質疑があり、道警本部長より答弁、委員長より、治安維持上特に遺憾なきよう対処されたい旨の要望があり、西田（正）副委員長（協俱）より、信念に基き嚴重取締るよう要望があつて、暫時休憩、午後零時五分再開。

③ ついで委員長より、労働部長より情況報告聴取について諮つたが、池戸委員（労）より、議事進行について発言道警本部長に対する副委員長の要望について、個人的要望は慎重を期されたい旨の発言があり、委員長より応答、了承を求め、西田（正）副委員長（協俱）より身上弁明の発言があり、このことについて池戸委員（労）と応酬があつて、暫時休憩、午後零時二十五分再開。

④ 次に道東地方労働事情視察については、派遣委員は三室委員長（自）西田（正）副委員長（協俱）佐藤（協俱）池戸（労）土山（公）榊原（社左）道下（協俱）中牧（自）高田（社左）時田（社右）徳中（自）各委員、期間は十月七日より六日間決定、午後零時三十六分散会。

## 特別委員会

### 総合開発調査特別委員会

○十月一日 午前十一時三十分、第三委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、九月二十七日開かれた農地開発協会小委員会の経過について説明を求め、企画室長より説明、西田（信）委員（自）より、農林省と農地開発協会の意見の喰違ひについて、二瓶委員（協俱）より、(1)外資の返還年限、(2)農林省の考えて

いる一戸当り経費、(3)生産及び償還措置に対する農林省の計画並びにこれに対する道の意見について、宮北委員（協俱）より、開発庁で検討しているパイロット、ファームに対する道の見解並びにパイロット、ファームの地区選定の問題について（関連して西田（信）（自）浜森（社右）委員よりもパイロット、ファームの地区は五、六カ所とすべき旨の意見あり）、宮津委員（自）より、地区選定に關して農地開発協会に対する準備資料について、四十栄副委員長（協俱）より、地区選定に關する道の計画の打ち出し方について質疑及び意見があり、企画室長、開拓経営課長より答弁、委員長より、地区選定に關しては実情を把握の上計画を樹て善処されたい旨を要望、ついで十月五日開かれる北海道開発審議会農林水産小委員会にオヴザーバーが出席、テストファームについて根釧二地区、石狩、篠津、美唄三地区、天北のサロベツ、勇払原野等について極力説明することを申し合せ、

② 次に四十栄副委員長（協俱）より、委員会の経費に対する議連での話し合いについて説明、節約を計る必要があるので、今後委員会派遣については議題に応じてそれぞれ決められるべき旨を述べ、午後一時一旦休憩、午後四時五分再開。

③ 次に十月五日の北海道開発審議会農林水産小委員会は未開発地域開発促進に關する件、十月六日の北海道開発審議会総会は三十年度予算要求に關する件を議題としてそれぞれ開かれるのでこれに対する委員派遣について諮り、四十栄副委員長（協俱）児玉（自）浜森（社右）宮津（自）二瓶（協俱）西田（信）（自）各委員を決定、午後四時十五分散会。

協 議 會

○十月十四日 午前十一時五十分、第三委員室において協議会を開議。

坂東(秀)委員長(公)より、企画室長よりの申し出により、委員を招集したが、時間の関係上在札委員にのみ通知した旨及び定数に達しないので協議会形式で進める旨を述べ、企画室長より、本日午後北海道農地開発懇談会が開かれ、かねて農地開発協会の三人委員会でも検討中であつた北海道農地開発公社設立要綱が完成したので協議することになつてゐるが、これについて意見をおききたい旨を述べて説明を行い、西村委員(社左)より、公社の内容について、山内委員(労)より、公社の運営、農地開発協会の運営等について、委員長より、公社案に対する道の意見のとり入れ方並びにパイロット、ファームは勇私を入れて六地区とすべき旨について質疑及び意見があり、企画室長より応答、また宮北委員(協俱)より、昨日北海道農業会議では公社案を検討し修正を行つたが、これは明日企画室長が上京し農地開発協会で会議に出席の際説明を行うことになつてゐる旨を述べ、北海道農業会議で検討した意見書について説明を行つた後、委員長より、本日の意見を検討の上善処されたい旨を述べ、午後零時三十六分散会。

#### 小委員会

○十月二十一日 午前十一時二十分、議長室において運輸交通文化厚生委員会を開議。

① 富津主査(自)より、冬期除雪事業、青函トンネル早期実現、青函輸送力増強、港湾の保全問題の四件を議題に供し、まず港湾保全問題について質疑を求め、山内委員(労)より、五カ年計画に対する三カ年間の実績、離島振興法による港湾に対する補助率、苦小牧工業港の作業状況、石炭輸送の運賃問題、青函トンネル工事着工時期の判断等について質疑及び意見があり、企画室長、港湾課長より答弁、主査より、本問題については資料を整備してから検討する旨

を述べ、

② 次に青函トンネル早期実現、青函輸送力増強問題を議題とし、青函輸送問題について、商工振興課次長より説明を聴取、山内委員(労)より、欠航率を多く見た理由、海上輸送の全国計画等について、朝日委員(協俱)より、種馬鈴薯輸送における保管倉庫の問題について質疑があり、企画室長、商工振興課次長より答弁、ついで青函トンネルに関して企画室長より説明、山内委員(労)より、(1)森と室蘭のトンネルについて、(2)雷電時、稲穂峠、狩勝峠の調査の必要について、(3)青函トンネル工事費償還財源の交通税における擬制キロ数訂正の問題について、(4)トンネル工事による他の港湾費、路線新設等に対する影響について、(5)青函トンネル工事による函館市に及ぼす影響、道内路線問題、森、室蘭間のトンネル問題、航空路等の調査の必要について質疑及び意見があり(関連して朝日委員(協俱)より道内、本州の経済効果の調査の必要がある旨の意見あり)企画室長、総合開発委員会事務局係員より答弁、主査より、本件については資料が出来てから検討する旨を述べ、

③ 次に冬期道路確保に関する問題点について道路課員より説明、山内委員(労)より、技術的研究の実施、除雪計画の内容、冬期間交通杜絶のキロ数等について質疑があり、それぞれ答弁があつて、主査より、除雪キロ数の延長問題等今後検討の必要ある旨を述べ、午後二時十分散会。

○十月二十二日 午前十一時十五分、第二委員長室において工鉱電力財政金融小委員会を開議。

① 西田(信)主査(自)より、工場調査の結論の打ち出し方財政金融関係等を議題に供し、四十榮委員(協俱)より、財政措置が中心をなすので市町村財政の問題について市町村連合会事務局と協議の必要があり、工鉱業については商工常任委員会とも協議の必要があ

り、また本日の総合開発委員会の意見をきいて勘案して行うべき旨の意見があり、主査より、市町村財政の影響について道として具体的に考えているかどうかについて質疑があり、総合開発委員会事務局次長より答弁、ついで同次長より本日の総合開発委員会の総会で取り上げる予定の問題について説明、主査より、税低減問題の扱い方及び財政関係調査の進捗度について、四十栄委員（協俱）より、工場の固定資産税、電気税等低減に対する市町村の代り財源について研究すべき旨の質疑及び意見があり、同次長より答弁、ついで結論の打ち出し方について主査、四十栄委員（協俱）の間に意見の交換があつた後、

② 四十栄委員（協俱）より、本日の総会にオヴザパーとして出席し、定例会の会期中に財政金融問題を協議して結論を出すべき旨の意見があつて、そのことに決定、ついでその際出席を求めるところは、市長会、町村会、道の総務部関係、開発局官房長、国税局長等とし、またその間適当な時期に金融関係のみ切りはなして協議を行うこととし、午前十一時五十分散会。

○十月二十八日 午前十一時二十五分、第二委員室において農林水産小委員会を開議。

① 児玉主査（自）より、本日農地開発公社問題のその後の経過を聴取すること及び第一回報告後の委員会の活動の報告の検討を行うが、本日は農業会議の小委員が開かれて居り開発公社の問題について協議することになつていたので、本委員会を一旦休憩の上合同協議会の形式で理事者の説明を聴くこととするについて諮り、異議なくそのことに決し、午前十一時三十分休憩、午前十一時五十分農業会議農地開発実行小委員会と合同協議会を開き、

② 北海道農地開発公社設立計画について企画室長より説明、西村委員（社左）より、(1)北海道農地開発協会三人委員会は将来に対し案をもつてどうか、(2)公社案に対する知事の意見が明かでない

こと、(3)道の資本参加の財力の問題と発言権の問題等について、浜森委員（社右）より、利権的なものの介入をさけるよう立案すべき旨（関連して宮北委員（協俱）よりも同様意見あり）、二瓶委員（協俱）より、(1)会社案がとられず公社案となつた理由及び公社が出来た場合に農業組合に施設を貸与経営させることについて（関連して坂東（秀）委員（公）より会社によるよりも公社がよいと思う旨の意見あり）、(2)総合開発と公社に対する農林省の態度について、田呂農地開発副委員長（協俱）より、(1)公社の開発事業従業員に対する土地払下げの問題及び道出資の問題について、(2)従業員に負担がかからぬよう明文化の問題について、また農業会議釧路代表よりも質疑及び意見があり、企画室長、農地開発部長より答弁、児玉主査（自）より、立法化される場合に意見を入れて行くようにしたい旨、また戦後の開拓者全般の進み方については道において計画を樹てて中央折衝を行われたい旨を述べ、午後一時五十六分協議会を終了、午後二時七分小委員会を再開。

③ 児玉主査（自）より、これまでの小委員会の経過について述べ、今後入殖、営農安定の方向に進むことになるので農地開発委員会所管に入り競争することになるので、つながりをもちながら進めるため田呂農地開発副委員長の出席を求めた旨を述べ、西村（社左）浜森（社右）宮北（協俱）二瓶（協俱）各委員及び田呂農地開発副委員長（協俱）より、今後の両委員会における取扱い方について意見の交換があつて、結局、小委員会としては特殊気象地帯開発に関する立法化の問題については継続して推進すること、その他については農地開発委員会に引継ぐことに決し、必要があれば開拓委員会に出席して説明を行い、立法化の問題についても開拓委員会の協力を願ひまた他の面についても協力するということと進むこととし、

④ ついで本日の協議会における意見は結論を出して立法化に必要な点は明確に明示させるため本委員会の了承を求めることとし、

⑤ 次に小委員会の中間報告は委員長名で議事に報告することについて諮り、案文のとおり決定。

⑥ 次に本委員会には、協議会で検討した開発公社要綱の疑問点と、中間報告及び農地開拓委員会に引継ぎの三点を提案することに決定。

⑦ 次に宮北（協俱）浜森（社左）二瓶（協俱）西村（社左）各委員及び児玉主査（自）より、小委員会今後の方針についてそれぞれ意見があつて、午後三時五分散会。

### 冷害凶作対策特別委員会

○十月一日 午後九時二十五分、議場において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、中央折衝委員の派遣について諮り、先回委員会で決定の第一班の折衝期間は定例会開会までとし、第二班以降については委員長一任とすることに決定、ついで朝倉（自）若林（社右）池田（協俱）和平（労）各委員、委員長及び平野副委員長（自）より、第一班の出発時期及び道選出国会議員に対する連絡等についてそれぞれ意見があつて、このことについては第一班で協議することとし、

② 次に参議院農林委員会の調査団来道に対する案内について諮つたが、荒委員（社左）より、委員会運営上この際各派より各一名理事を選任すべき旨の意見があつて、異議なくそのことに決し、各派で人選の結果、原田（自）井野（社左）池田（協俱）笠井（社右）沖野（公）和平（労）各委員を理事に選任することに決定、ついで調査団の案内は田呂委員（協俱）とし、都合の悪い場合は朝日委員（協俱）とすることに決定。

③ 次に天谷委員（協俱）より、種籾確保の対策について早急協議す

べき旨の意見があり、また若林委員（社右）より、理事会の権能について意見があり、田呂（協俱）原田（自）委員より、種籾確保対策の委員会を早急に開くべき旨の意見があつて、委員長より、明日午前十時より委員会を開く旨を述べ、午後十時散会。

○十月二日 午前十時四十五分、第一委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、冷害緊急対策を議題に供し、舛田委員（協俱）より、種籾確保の問題、議決された要望事項の推進及び予算措置の問題、台風による種籾被害の実態調査等について質疑があり、農務部長、農政課次長より答弁、舛田委員（協俱）より、総務部長又は財政課長の出席を要求、ついで天谷委員（協俱）より、種籾確保に対する道の態度及び価格、数量等の問題について、朝倉委員（自）より、網走支庁管内における種籾の需要量、種籾購入における道の立替払の問題、臨時議会で予算措置をしなかつたこと等について、田呂委員（協俱）より、上川、空知支庁管内の現状は種籾を選別するとあとは食糧にならず飼料しかできない、早急に価格を決定すべきである旨、笠井委員（社右）より、価格未確定の問題と種籾確保対策について、朝日委員（協俱）より、価格の補償措置として奨励金支出の要請について、原田委員（自）より、価格決定に対する部長の権限について質疑及び意見があり、農務部長、農政課次長より答弁、ついで舛田委員（協俱）より財政課長に対して、既定予算中で必要額が残されているか、財政の現況、土地改良予算等の予算一割削減に対する道の態度、十一月分交付税の先借り操作等について質疑があり、財政課長より答弁、財政関係並びに種籾に關する質疑は終了することとし、

② 次に種籾価格決定の問題について荒（社左）池田（協俱）原田（自）舛田（協俱）池田（協俱）天谷（協俱）各委員より、それぞれ意見があつて本問題については理事会に一任し、決定後道及び団

体との連絡協議会を開き対外的に発表することに決し、暫時休憩、午後三時三十五分再開。直ちに散会。

○十月十二日 午後一時三十分、第一委員室において開議。

- ① 冒頭、北後志地方農業委員会連合会代表より、台風十五号による（冷害、早害を含む）災害救済方について陳情を聴取。
- ② 宮本委員長（協俱）より、農林大臣の随行については、昨日の理事会で委員長が行くこととなつた旨を述べて了承を求め、昨日の第一班の中央折衝の中間報告を求め、田呂（協俱）原田（自）井野（社左）委員より、理事者側の出席を求め、道のその後の措置経過を聴取すべき旨の意見があり、委員長より、理事者の出席を手配する旨を述べ、秋山委員（協俱）より、第一班の中央折衝の中間報告を行い、福島委員（自）より、農作物の減収に対する台風被害分の加算について、朝倉委員（自）より、農林大臣がおみやげとして要望したというつなぎ資金の見透しについて、舛田委員（協俱）より、農業関係融資の具体的な資料配布の時期について、天谷委員（協俱）より、台風災害のため冷害凶作対策の立ち遅れの問題について質疑及び意見があり、秋山委員（協俱）より応答、また朝倉委員（自）より、種籾確保の見透しについて、笠井委員（社右）より、救農土木事業の見透しについて、福島委員（自）より、台風被害に対する道のとつた措置及び道の単独事業の執行について、田呂委員（協俱）より、種籾の出荷奨励金について、原田委員（自）より、本日知事室で行つた農林大臣に対する陳情の際の水稲減収率の問題並びに現地視察の委員の報告との相違について、秋山委員（協俱）より、中央折衝の際の農林省作物報告事務所の作報との作況の喰違ひについて質疑及び意見があり、拓務課長、農政課次長より答弁、原田委員（自）より、本日農林大臣に対して行つた陳情の作況規準を示されたい旨、朝倉委員（自）より、中央折衝の際の作況

喰違ひの問題について、天谷委員（協俱）より、農務部長も農政課長も現地調査を行つていないので陳情に実感が出ていないから注意されたい旨、田呂委員（協俱）より、冷害凶作対策の推進についてそれぞれ意見があり、

- ③ ついで荒委員（社左）より、理事者との喰違ひは委員会の理事会で調整すべき旨並びに理事者側の委員会軽視の態度について反省を求むる旨の発言があり、委員長より、荒委員の発言のようにすすめて行きたい旨を述べ、
- ④ 次に胆振生産農業協同組合連合会々長より、冷風害による農家救済対策について陳情を聴取。
- ⑤ 次に第二班の上京委員については宮本委員長（協俱）天谷（協俱）田呂（協俱）伊藤（自）福島（自）井野（社左）笠井（社右）沖野（公）各委員を決定、農林大臣随行については宮本委員長（協俱）秋山委員（協俱）を決定して、午後三時四十分散会。

○十月二十五日 午前十一時四十分、第一委員室において開議。

- ① 冒頭、岩見沢市長より、冷害凶作、台風災害に対する救済措置について、十勝土地改良事業促進協議会々長より、冷害凶作に対する救済措置について陳情を聴取。
- ② 宮本委員長（協俱）より、中央折衝の中間報告を求め、田呂委員（協俱）より報告、ついで事務折衝の経過について農政課長、農業協同組合課長より説明、舛田委員（協俱）より、土地改良区における歳入欠陥補填の問題について質疑があり、田呂委員（協俱）より、土地改良区の歳入欠陥補填の対策について発言があつた後、舛田委員（協俱）より、補填要求の額算出の基礎資料を提出されたい旨の意見があり、次に池田委員（協俱）より、理事者に対して現在までの折衝経過におけるすべての資料の提出要求があり、朝倉委員（自）より、種子購入補助は種馬鈴薯より、種籾、雑穀に重点を置

くべき点並びにいれぬかめはむりば不防除費補助の見透しについて村上委員（協俱）より、農業経営関係融資の問題について質疑があり、農政課長、農業協同組合課長より答弁、秋山委員（協俱）より加藤国務相来道に際し正副委員長より陳情を行うべき旨、岡林委員（社左）より、第一班、第二班の折衝経過についてプリントにして提出してほしい旨、池田委員（協俱）より、種子馬鈴薯輸送に対する輸送力増強対策の必要について、朝日委員（協俱）より、十勝の大小豆の種子購入の早期手配についてそれぞれ意見があり、第一班第二班の中間経過報告はまだ陳情の段階であるから委員長報告は成果がはつきりしてから議事に報告することとし、それまでは文書により報告することに決し、

③ 次に第三班の上京委員の人選について諮り、舛田委員（協俱）より、上京委員については資料を検討の上決めらるべき旨の意見があつて、そのことに決し、午後一時五分散会。

○十月二十六日 午前十時五十二分、第一委員室において開議。

① 宮本委員長（協俱）より、昨日要求のあつた資料が提出されたので協議を行う旨を述べ、秋山委員（協俱）より、米代金の納入状況及び延納の問題について、池田委員（協俱）より、第二班報告にある事務手続遅延に対する現在の進行状況について質疑があり、農業協同組合課長より答弁、ついで提出資料により二十九年冷害及び台風十五号による農業被害対策に關し道及び農林省並びに農林委員会の方策について農政課長より説明を聴取、朝日委員（協俱）より、雑穀種子価格算定の基準について、朝倉委員（自）より、施設復旧費の融資見透しについて、平野副委員長（自）より、道の雑穀基準について、若林委員（社右）より、経営資金の枠拡大の問題、雑穀種子購入費の価格差の問題、生活改善補助によるパン釜オートバイ購入補助の問題、農業手形の継続と限度引上げの問題等について、

天谷委員（協俱）より、雑穀種子の種類別基本価格算出の問題について、田呂委員（協俱）より、炭カル補助の二十九年度分削減の影響について、和平委員（労）より、(1)温床設置坪数と補助坪数の差に対する取扱方について（関連して天谷委員（協俱）より不足分に対する道費助成の見透しについて質疑あり）、(2)今年の失業者救済の見透しについて質疑があり、農務部長、農政課長、農業協同組合課長より答弁、ついで天谷委員（協俱）より、今後の折衝の進め方について意見があり、また朝日委員（協俱）より農業手形の取扱方について質疑があり、これに對して中央折衝の状況について委員長、天谷（協俱）若林（社右）委員より説明があつて、質疑を終了。

② 次に北海道果樹協会々長より、二十八カ町村に及ぶリンゴの被害に對する対策について陳情を聴取。

③ 次に今後の対策について中央折衝委員の派遣について村上（自）朝日（協俱）岡林（社左）各委員及び平野副委員長（自）を決定、二十九日正午東京事務所集合とし、状況によつては第四班を派遣することとし、午後零時三十分散会。

### 臺風十五号災害対策特別委員会

○十月一日 午後九時四十分、第一委員室において開議。

① 土橋臨時委員長（協俱）より、委員長の選任について諮り、西田（正）委員（協俱）より、委員長選任の議事運営について各派一名宛の世話人会をつくり協議することとし、暫時休憩せられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、午後九時四十六分休憩、午後十一時四十五分再開。

② 西田（正）委員（協俱）より、各派代表世話人に協議の結果、不

調に終つた旨を述べ、委員長互選については単記無記名投票による選挙により決せられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票用紙を配布、

③ 開票の結果、投票総数二三票、有効投票二三票、内田中委員（自）一五票、宮津委員（自）八票にて、田中委員（自）が委員長に決定。

④ 次に田中委員長（自）より、副委員長の選任について諮り、西田（正）委員（協俱）より、単記無記名投票による選挙により決せられたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決し、投票用紙を配布、

⑤ 開票の結果、投票総数二三票、有効投票二三票、内棚川委員（協俱）一四票、高橋委員（社右）八票、四十栄委員（協俱）一票にて棚川委員（協俱）が副委員長に決定。

⑥ ついで田中委員長（自）棚川副委員長（協俱）より、それぞれ就任の挨拶があつて、午後十一時五十分散会。

○十月二日 午後二時十五分、議場において開議。

① 冒頭、漁連会長より、台風十五号による水産関係災害復旧について陳情を聴取。

② 田中委員長（自）より、十月六日の道選出国會議員連盟と協議のため、上京委員派遣について諮り、西田（正）（協俱）佐藤（協俱）時田（社右）坂東（浩）（自）中野（社左）四十栄（協俱）山内（労）各委員より、委員会の運営方針、現地調査の問題、上京折衝の問題等についてそれぞれ意見があつて、上京委員は五名宛四班編成とし、各党の順位をきわめることとし、暫時休憩、午後三時三十分再開。

③ ついで上京委員については、第一班坂本（自）四十栄（協俱）大島（協俱）井口（社左）高橋（社右）の五委員とし、都合により交

替等は適宜行うこととし、

④ 次に災害概況について消防災害課次長より説明を聴取、西田（正）委員（協俱）より、災害救助法適用未確定の町村数について、佐藤委員（協俱）より、救助法発動未確定の理由について、山内委員（労）より、救助法発動は緊急を要する問題であり、急速措置について質疑及び意見があり、同課次長より答弁、委員長より、救助法発動の敏速化について要望、

⑤ ついで災害に対する緊急措置について地方課次長より説明、岡田委員（社右）より、災害救助費に対する国庫補助率並びに救助法発動による地方交付税、起債等に対する影響について、四十栄委員（協俱）より、災害救助基金について質疑があり、地方課次長、消防災害課次長より答弁。

⑥ ついで水産関係被害状況について水産部長より説明、棚川副委員長（協俱）より、被害の最も大きい災害地について、勢田委員（自）より、五月災害の復旧見越し並びに今次災害に対するつなぎ資金、再生産資金の問題、漁船復旧における大型化の問題等について質疑があり、水産部長より答弁。

⑦ ついで災害救助法緊急適用の問題について消防災害課長より説明、山内委員（労）より、災害救助法適用町村における災害処理費用の実際的取扱い方、復旧資材の価格取縮りの問題、災害救助基金の支出状況等について、大島委員（協俱）より、応急仮設住宅、応急修理等について、佐藤委員（協俱）より、各部における今次災害で使える予算額について、勢田委員（自）より、災害救助基金の關係から救助費獲得に支障を来たさなかどうかについて質疑があり、消防災害課長、同課次長より答弁、中野（社左）四十栄（協俱）西田（正）（協俱）坂東（浩）（自）各委員より、今後の委員会運営についてそれぞれ意見があつて、暫時休憩、午後五時十五分再開、委員長より四日午前十時より委員会を開く旨を述べ、直ちに

散会。

○十月四日 午前十一時六分、第一委員室において開議。

① 冒頭、留萌市長より、今次台風による留萌市の災害復旧対策について陳情を聴取。

② 田中委員長（自）より、一昨日に引続き各部所管の被害状況について説明聴取を行う旨を述べ、まず建築部所管について建築部長より説明、西田（正）委員（協俱）より、被害数字について、井口委員（社左）より、公営住宅本年度分に対するつなぎ資金の見透しについて大島委員（協俱）より、被害戸数における警察の数字との喰違いの調整について佐藤委員（協俱）より、岩内町の仮設住宅の耐寒程度について質疑及び意見があり、建築部長より答弁。

③ 次に土木部所管について土木部長より説明を聴取、一旦休憩（休憩中、後志支庁管内町村長会代表より、今次災害復旧に対する陳情を聴取）、午後一時二十五分再開。

④ 委員長より、先程の被害戸数喰違いの調査の結果について報告の後、民生部所管について民生部長より説明、糸川委員（協俱）より、岩内町の焚出しに要する米の必要量、焚出し期間及び所要経費並びに生活困窮者対策について、委員長より、岩内町に対する配給食糧確保について質疑（関連して糸川委員（協俱）より確保数量について質疑）があり民生部長より答弁。

⑤ 次に衛生部所管について環境衛生課長より説明、山内委員（労）より、潜水夫の潜水病に対する対策について、委員長より、岩内町の公衆浴場復旧に対する金融公庫融資の見透しについて質疑があり、同課長より答弁。

⑥ 次に労働部所管について労働部長より説明、四十栄委員（協俱）より、職業安定所の復旧について質疑があり、労働部長より答弁。

⑦ 次に教育委員会所管について教育次長より説明、委員長より、社

会教育施設に対する災害復旧について、井口委員（社左）より、岩内町の外に災害による休校又は二部授業実施の有無について、大島委員（協俱）より、校舎全壊の有無について質疑があり、教育次長より答弁。

⑧ 次に林務部所管について林業指導課長より説明、糸川委員（協俱）より、屋根桎生産の問題について、坂東（浩）委員（自）より、屋根桎価格の抑制について、金沢委員（自）より、屋根桎の価格について、岡田委員（社右）より、桎生産に対する原木斡旋について、大島委員（協俱）より、全道に対する桎生産の手配について質疑及び意見があり、同課長より答弁。

⑨ 次に岩内町における食糧確保状況に関する先程の糸川委員（協俱）の質疑に対して農業協同組合課次長より答弁があつて、暫時休憩（休憩中、岩内町長より、岩内町の焚出し継続方について、全道市長会議長会代表より、今次台風災害の復旧について陳情を聴取）午後三時四十五分再開。

⑩ 次に商工部所管について商工部長より説明、山内委員（労）より、被災地における物価抑制の現状並びに青函輸送の問題について、四十栄委員（協俱）より、岩内町における火災保険加入状況並びに青函貨物輸送の状況について質疑があり、商工部長より答弁、暫時休憩、（休憩中、道内調査に関する派遣委員、日程等について協議の結果、第一班後志、胆振支庁管内を三浦（協俱）時田（社右）松平（自）糸川（協俱）各委員及び棚川副委員長（協俱）第二班渡島、檜山支庁管内を勢田（自）畑野（自）窪田（公）金沢（自）山内（労）各委員、第三班空知、上川、留萌支庁管内を西田（正）（協俱）岡田（社右）坂東（浩）（自）中野（社左）舟木（社左）佐藤（協俱）土橋（協俱）各委員、期間はそれぞれ十月五日より四日間と決定）、午後四時十分再開。

⑪ ついで道内調査に関しては、休憩中協議決定のとおり実施するこ

とについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑫ 次に災害救助法発動のその後の状況について民生部長より説明があつて、

⑬ 次に総務部所管について財政課長より説明、佐藤委員（協俱）より、特別立法起債等の見透しについて、井口委員（社左）より、道損分の起債について、岡田委員（社右）より、救農土木事業の道担分について質疑があり、財政課長より答弁。

⑭ ついで委員長より、今後の委員会の運営並びに態度等については中央の状況とにらみ合せて処置し、また予算等の関係から中央折衝報告等については委員会を招集せず文書をもつて報告するので了解願いたい旨を述べ、午後四時四十三分散会。

○十月二十六日 午前十一時十五分、議場において開議。

① 冒頭、岩見沢市長より、今次台風による岩見沢市の被害復旧対策について陳情を聴取。

② 棚川副委員長（協俱）より、中央折衝の経過について報告を求めたが、山内委員（労）より、議事進行について発言を求め、委員会開議の時間厳守等自爾方について発言、副委員長より、委員会招集の経緯等について了解を求め、ついで井口委員（社左）より、第一班の中央折衝経過について報告、西田（正）委員（協俱）より、第二班の中央折衝経過について報告。

③ 次に教育委員会の災害対策、中央折衝の見透し等について説明を求め、学校管理課長より説明、井口委員（社左）より、岩内町の罹災収容のための各学校の休校の現状並びに今後の対策について金沢委員（自）より、学校災害の復旧資材として風倒木使用の問題について、山内委員（労）より、今次災害による学力低下の問題、特別立法で要望の補助額、つなぎ資金の要望額、中央の災害査定の問題、災害校で借入金等をもつて処置したものの扱い方等について、舟

木委員（社左）より、従来危険校舎に指定されているもので今次台風の被害を受けて、なお授業を続けているところの有無について（関連して井口委員（社左）より老朽危険校舎指定条件の緩和措置について意見あり）、佐藤委員（協俱）より、今次災害対策に関する市町村教委に対する指導助言について質疑及び意見があり、教育長、学校管理課長、学校教育課長より答弁。

④ 次に第三次上京折衝委員の派遣について諮り、金沢（自）中野（社左）佐藤（協俱）窪田（公）各委員を十月二十九日より十日間派遣することに決定。

⑤ 次に第一班、第二班の上京折衝報告及び道内調査報告については、配布の報告書のとおり本委員会の中間報告として議会に提出することとし、

⑥ 次に山内委員（労）より、今後の委員会運営について発言があつて、副委員長これを了承、午後零時三十五分散会。





一道北部七県議会議務連絡協議会

○十一月十八日 秋田県議会議事堂において開催、次のことを協議した。

- 一 第十五回議会議員研修会（庶務事務中心）「事務協議会」指導者の推せんについて
- 一 各府県相互の照会事項の統一について
- 一 最近問題となつた仙台市議会における事例の可否について
- 一 その他議会の諸運営に関する事項について

全国都道府県議会議長会

○十一月十二、十三日の両日 衆議院第三議員会館において常任幹事会及び幹事会を開催、その経過次の通り。

第一日

- 1 会長及び第三十三回定例会開催地議長並びに塚田自治庁長官挨拶の後左記の昭和三十年度地方財政計画案に対する地方六団体の共同要望についてその経過内容を報告。

昭和三十年度地方財政計画案に対する意見

今次自治庁において策定せる昭和三十年度地方財政計画案によれば既定財政規模を是正し、行政制度の改善を考慮していることは概ね適切な措置と認められるが、左の諸点については地方制度調査会の答申の趣旨にも反し、首肯し得ないものであるからこれを修正し、その実現を図ることを強く要望する。

記

- 一 既定財政規模の是正については、經常的経費のみならず、臨時的経費についても補助単価及び補助率の寡少等により超過負担を余儀なくせられたるものにつき是正を図り、これを（約一二〇億）追加計上すべきである。
  - 二 右に判う補填措置としては、煙草消費税を少なくとも地方制度調査会の答申の線まで引上げるべきである。
  - 三 不足財源の補填方法の一環として、道府県民税、市町村民税及び固定資産税等の増税によることは国民負担の増重を来し、徒らに住民の納税意欲を滅殺するのみならず、税源の偏在を助長するもので極めて不当である。
  - 四 地方交付税率は算定の際における地方財政計画の既定規模に、既定規模の過少見解、警察費その他の算入ゆれがあつたのであるからこれを算定替して適正に増額改訂すべきである。
- なお地方交付税の過不足調整については、特別会計における借入及び積立方式を採用すべきである。

右国会並びに政府の善処を要望する。

昭和二十九年十月三十日

全国知事会

会長 東京都知事 安井 誠一郎

全国道府県議会議長会

会長 東京都議会議長 窪 寺 伝 吉

全国市長会

会長 川崎市長 金 刺 不二太郎

全国市議会議長会

会長 宇都宮市議会議長 高 橋 新 吉

全 国 町 村 会

会長 茨城県石下町長 関 井 仁

全 国 町 村 議 会 議 長 会

会長 埼玉県蕨町議長 岡 田 徳 輔

2 第三十三回定例会議決事項の処理について協議整理統合の上出席議長を三班に分け、それぞれ関係方面に要望陳情し明十三日の経過並びに結果を報告することに決定。

3 「気象観測設備の拡充強化に関する決議」及び「災害復旧事業の早期完成に関する決議」については、特にその実現の促進貫徹を期するため緊急措置として本会に気象観測設備拡充強化並びに災害復旧早期完成促進特別委員会を設けることを決定、会長より委員を指名、委員長に大阪府議会議長、副委員長に宮崎県議会議長を選任。

4 地方選挙の選挙期日等の臨時特別法の要望について協議次の通り要望書の案文を決定して散会。

#### 地方選挙の選挙期日等の臨時特別法について

政府は目下明春行われる地方一般選挙の選挙期日等の臨時特別法について考慮中と仄聞するが、地方選挙の過去における経緯と結果に徴し、本法中に規定せられる選挙執行区分とこれが期日は次のとおりとすることが最も適切妥当と信ずるをもつて、これが実現方につき特段の御配慮を願いたい。

一 選挙執行区分は、機関別即ち都道府県、市町村の議会の議員の選挙と同長の選挙との二段階とすること。

二 選挙期日は、右区分の前段を先に後段を後にすること。

(理 由)

一 執行区分を機関別により選挙民がそれぞれの長を選ぶ上に判断がし易い。

二 団体別に選挙を行うときは、都道府県選挙は投票率の低下を避け難い。この点機関別とし身近かな選挙を併せ行うことは、投票率を高め民意を十分に反映

せしめることができる。

三 選挙執行費用上弱体な市町村財政に寄与し得られまた選挙事務の集中が緩和される。

#### 第二日

昨日の決定により関係方面に要望陳情した経過並びに結果について各班よりの報告があつて散会。

○十一月二十五、二十六の両日 東京都日本倶楽部において気象観測設備拡充強化並びに災害復旧早期完成促進特別委員会を開催、その経過次の通り。

#### 第一日

1 委員長挨拶の後、運輸省中央気象台長より気象観測設備の拡充強化について、建設省官房長及び農林省官房総務課長より災害復旧事業の現況についてそれぞれ説明があり質疑応答を行った。

2 次いで対策について協議それぞれ関係方面に強く折衝することを決し散会。

#### 第二日

昨日の申合せにより関係方面に折衝の後、災害復旧関係代表として宮崎県議会議長より気象関係代表として大阪府議会議長よりそれぞれ折衝の経過について報告があり協議の結果

一 委員会は一応散会し、臨時国会の情勢により更に会合する。

一 現在までの経過を全国の議長に連絡し地元選出議員の協力を要請する。

等のことを決定、更に各関係方面に陳情することとして散会した。

#### 地方制度調査会第四回總會

地方制度調査会第四回總會は、十一月十五、十六日の二日間首相官邸で開催さ

れた。

右兩日は、自治庁から提出することとなつていた残部資料が配付され、その内容につき同庁側より説明があつて後、地方団体代表委員及び学識経験者委員の一部より夫々意見の発表が行われたが、その経過の概要は次の通りである。

なお、全委員の意見は次回（十一月二十九、三十日の予定）に発表することになつてゐる。

#### 第一日（十一月十五日）

野村副会長（前田会長欠席のため代行）より午前中の運営委員会の決定として、本日は配布資料の説明を聞いた後委員より意見発表を行うこととなつた旨を報告一同了承。

次いで自治庁側より資料の説明が行われ、これに対し、府県の赤字と事業繰越の關係について質疑応答が行われた。

右終つて後府県制度、道州制に対する意見発表に移り、委員より順次意見の発表があつた。その要旨は次の通りである。

#### 岡田委員（埼玉縣藤岡町議會議長）

町村の合併により町村規模が増大するが、なお、町村で実施不可能な行政分野がある。従つて現段階では、府県制度は一応これを存置するが、その区域は綜合開発に基づき河川又は水系、産業構造などを基準として勘案し、府県を三分の一度に統合すると同時に行政事務の再分配によつてこれを合理化するものとする。

知事は公選によるべきであるが、場合によつては議会の選挙によることも考えられる。

道州制については、現行の府県を廃止して直ちに道州を置くことは反対であるが、府県統合の現実的推移に従つて道州制を考慮する必要もあるものと認める。

#### 加來委員（福岡縣中間町議會議長）

府県は財政面では自治体としての実態がない。即ち府県は總財源のうち自主財源は僅少に過ぎない。府県側で、府県は市町村に対し自治の防壁となつてゐると云つてゐるが、財政的な面では自己の財源獲得に吸々としてゐる。これが國との間にあつて市町村財政を圧迫する原因となつてゐる。

したがつて府県は差当つては、思い切つて統合した上、國民負担の軽減を計るとともに、行政事務の再配分を行い、府県には十分な財源を与えることが必要である。

#### 金刺委員（川崎市長）

地方制度の根本的な改定は府県の問題を解決すれば自ら解決されるものと信ずる。

(1) この意見で、赤字になやむ現行地方制度を建直すためには府県制度の根本的改革が必要であり、これが基本方針としては現行府県制度は廃止し、普通地方公共団体は、基礎的団体である市町村のみとすべきである。

(2) 府県廃止後における処置構想としては、現在府県が行つてゐる事務のうち自治的性格を有する事務はもちろんその他の事務もできるだけ市町村に委譲すべきである。

(3) 市町村を超える広域行政事務を処理するためあらたに、自治的要素をもつ広域団体を設け、その団体の経費は国費と市町村の分担金で賄ひ、課税権をしないものとする。

(4) 市町村への事務の委譲に伴い、市町村の自主的財源を強化する。

#### 第二日（十一月十六日）

野村副会長より（会長欠席のため代行）引きつづき意見の開陳を行うこととし、今日発表なき向は更に次回（十一月二十九、三十日）において行うことにする。なお、委員以外の学識経験者にも所見を述べて貰ふこととし、その人数、人選等は会長一任とすることに諮り一同その通り了す。

次いで、府県制度、道州制に対し委員より順次意見が述べられたが、その要旨は概ね次の通りである。（以下発言順）

#### 關井委員（茨城縣石下町長）

市町村合併の実施進展に伴い、府県、市町村の二重構造は速かに解消し、市町村を唯一の基礎的公共団体として、広域行政以外の府県の事務は原則としてこれを市町村に移譲する。

この基本方針に立つて

#### (府県—道州制)

(1) 市町村の行政能力の進展に則し、府県は、道州庁的性格に移行せしめ

る。

(2) 将来は府県を廃止し、(府県廃止は歴史的必然の過程である) 全国を数ブロックに分けた国の行政官庁としての道州制を置く。  
(市町村)

(3) 市町村を人口別に三段階に分類し、更に市町村の連合団体を概ね現在の府県単位に組織し、これに連絡調整事務を行わせる。

(4) 府県より市町村への事務の移動に伴い生ずる経費の財源は、所要の調整を行う。

徳田委員(金沢市議会議長)

(1) 現行府県を廃止し、自治体は市町村のみとする。

(2) 以上により事務の適正配分を行い、市町村で処理できぬ広域事務については、新たに中間団体を設けて、これに行わしめる。

この中間団体は課税権をもたず、分担金により事務を処理する構想とする。

(3) 国の出先機関を統合するため、国の機関としての道州制を設け、地方に関連する事務は概ね道州限りで処分するようにする。

但し、民主政治の建前から、この道州には、市町村の代表及び学識経験者からなる審議機関を附置する。

(4) 市町村には、財政的にも、自主性を与えるよう措置する必要がある。

松岡委員(神奈川縣議会議長)

(1) 府県は地方自治の本旨を実現する完全自治体として、今後益々その機能に期待すべき重要な存在意義があり、府県を廃止する如きは絶対に考えられない。

ただ現行府県の区域は近代的広域行政や国、地方を通ずる財政上の見地及び現実の社会的経済的情勢に應ずるものとしては、これを合理的に適正規模化の必要を認める。これが推進の一方法として、適当な民主的調査機関を設けて一応案を作り、それを十分検討して漸進的に考究実施するということが考えられる。

(2) 府県廃止論に対しては、市町村は本質的に行財政的の限界がある。府県を廃止して市町村が国と直結して行政を行うことは不可能に近く、また府県を廃止して国と市町村の間に中間団体(市町村の連合組織を含む)を設ける構想は、その団体が府県以上に能率的、効果的に機能を果たし得るや甚しく疑問であり、むしろ府県の廃止により行政は中央集権的となり、地方自治はすばい後退

する。

(3) 道州制については、世上伝えられる何れの道州も官治的色彩が強く、地方公共団体たる府県を抹消するか、その性格を著しく稀薄にするものであり、地方自治の根本理念と相容れないので反対である。  
道州制の問題は、府県の適正規模化によつて自ら解消されるものと信ずる。

友末委員(茨城縣知事)

(1) 府県制度の根本的改革に当つては、これと不可分の関係にたつ国及び地方の行政制度全般の改革の一環として概ね次の方針により行うべきである。

イ 国・地方の行政内容を再検討して極力行政規模全体を整理縮小すること。

ロ 国の事務は最少限に止め、地方の事務を最大限に認めること。

ハ 府県の地域的規模の適正化を再検討すること。

府県規模の適正化は自然的、社会的諸条件を総合的に考究して府県の機能を最も合理的、能率的に果し得る地域を見出すべきであり、これを推進する方法としては適当な調査機関を設け具体案を作成して、関係住民の理解の下に民主的に促進解決する方向をとることが賢明である。

国、府県市町村の三者間における行政事務再配分をそれぞれの性格機能に応じて適正に断行すること。この断行を保障するためには強力な特別機関を設ける。

国、府県、市町村三者間の税財源を適正に配分すること。

(2) 府県廃止は次の理由により反対であり、又府県廃止に関連する道州制等の構想は、合理的根拠も薄く実際の効果も期待し得ないものであつて、実現性あるものとは考えられない。

イ 町村合併が如何に計画通り行われても、町村が狭域行政を担当することを使命とする以上、その能力には限界があり、府県に代り得ることは事実上あり得ない。

ロ 府県を廃止しても、府県のもつ自治的権限を市町村に移譲する保証は到底困難である。

ハ 府県を廃止し、新たに市町村の複合的、協同体的性格の中間団体、或は市町村の連合組織を設けることは、却つて行政の複雑化、非能率化を招くの自己撞着を露呈する結果となる。

(3) 「赤字財政を解消するため、知事を官選にすべし」との論議は、地方財政の赤字の原因が大部分国の財源措置の不十分に基くものであり、従つて現行の地方財政制度及び国の行政制度等を根本的に改めない限り赤字の発生を防ぎ得ないという事実の認識を欠くものと云わざるを得ない。

井藤委員（學識経験者）

(1) 現在の府県制度を財政面から見ると、現在の府県財政は次の二つの特徴がある。

イ 自主財源が少ないこと。

ロ 府県間の財源が甚だしくアンバランスであること。

前者は端的に云えば、税収が非常に少いことであり、昭和二十八年度の実績によると、府県収入額に対する税収の割合は全国平均二五%に過ぎない。

又後者については、実績表で見ると東京、大阪が五〇%以上であるに比し、岩手、秋田、鳥取、鹿児島等は一〇%に満たないという状態である。これは経済力の地方的配分が不均衡であることを意味するものであつて、しかもこのような収入減を経費の削減によつては是正し難いものとしてゐる。

(2) 地方自治の内容は昔（一〇〇年—一五〇年前）と今とは變つて來てゐる。

英米などでも十八世紀末から十九世紀初期までは、地方団体は中央の干渉を受けず、自由に徴税もやり、行政を管むという自主性、自立性が強く、云わば孤立的地方自治であつた。

現在は社会、経済事情の変化、文化、交通の発達によつて、大産業が全国的に力を伸ばして來た結果、地方間の關係が密接となり、これが地方自治の上にも反映して次の二つの特徴を生じた。

イ 各地方の特殊性が少くなつてゐる。

ロ 行政が全国的性格を濃厚にした。

即ち前者は地方の社会経済が国全体の動きに左右されるため、地方の特殊性が失われて行く傾向にあり、後者についてはデモクラシー思想の発達等により、例えば教育については、全国的に最低水準が要請される等地方行政が全国的性格を強めて來た。

(3) これらの事情は自然地方自治の財政面に影響し

イ 地方団体の財政的自立性が弱められ、画一的、統一的傾向が強くなる。

ロ 富や人口が都市に集中するため、地域的経済力が不均衡となる。

(4) この結果財政上の調整機能として平衡交付金制度のような処置が必然的に生じた。

以上の趨勢を前提として現在における自治制度を考えると、或る程度中央が地方団体に干渉する必要を生ずることは已むを得ないが、だからといつて旧憲法時代の中央集權的に逆行してはならない。

このためには、地方における財政の自主性を認め、税収の歳入に占める割合を増大し、紐つき補助金は整理し平衡交付金等に切替える必要がある。

(5) 以上の結論として次の諸点が考えられる。

イ 市町村を基本的自治体として育成する。このためにも町村合併は積極的に促進すべきであらう。

ロ 府県の事務はなるべく市町村に移譲するが、広い団体で行うことが合理的な事務は広域団体を設けて処理させる。

ハ この広域団体はできるだけ自治体性格とすべきであり、自主財源を認め、首長は公選とする。府県を統合して再組織する。これにより財政の自主性が強化され、経費が節約され赤字団体の数が減少し、一般財源が高まると考えられる。

坂委員（學識経験者）

現行制度は行政の綜合性を欠き責任の所在が不明確である。

戦後の地方制度改革は、アメリカ式の輸入であり、民主的分権中心主義の精神は尊重するべきであるが、行政は複雑化し、経費は増加し、国民負担は増大している現象を呈した。

この占領政策の行き過ぎは、若く修正されたが、地方財政は依然窮迫化の一途を辿つてゐる。これらの富裕国の制度を貧乏国のわが国の実情に副うよう改革する必要がある。しかしその改革は相当困難を伴うが、これを押し切つて改革を行う程政府には勇氣が乏しく従来の政府の態度は生ぬるい。戦後のチェック・アンド・バランス方式は、権力の集中化を排することが目的であらうが、物質的に恵まれぬ日本の現状では筋は通つても実質上の行政は期待できない。

中央集權と地方分権の要請をどの程度に調整するかは重要な問題である。

地方団体側は地方分権の確立を要求することになるが、分権が徹底し過ぎると、国政全般の運営に當つて十分コントロールすることが難しくなる。

この問題は地方自治も國家統治の一環であるといふことを念頭において、

国、地方とも大乗的立場に立つて検討しなければならない。

以上のような考え方から各論的に述べると

(1) 知事官選

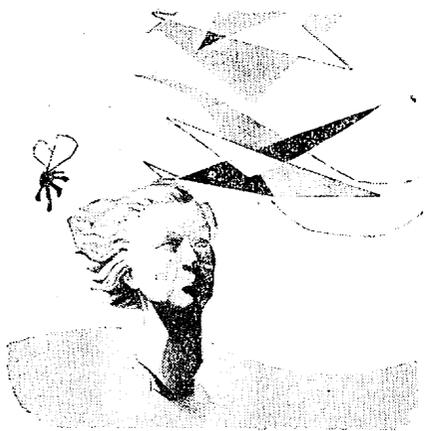
公職知事に対しては相当の批判が行われ、府県制度の改革の頂点となつてい  
るやの感もあるが、知事官選には一概に賛成できない。

(2) 府県制度→道州制

町村合併の進捗や事務の再配分に対する要請から、現行府県制度は何らかの  
手を打たねばならぬ段階に来ており、これを府県の統合により解決すべきであ  
るとの意見もあるが実現は不可能に近いと思う。

道州制論が表面に擡頭した潜在的根拠としては、府県の統廃合は不可能であ  
るため、むしろ新制度をもつた改革で行く方が容易であろうという考え方が含  
まれていとも考えられる。

道州の性格は今のところ不明確であるが、府県よりも国家的性格をもつもの  
になると思う。何れにしても国と市町村を直結することは現実には不可能であ  
り、市町村の行財政力には限界がある。この意味から中間団体はどうしても必  
要であるが、これを道州と名付けるなら、その道州制は賛成である。





### 10月15日現在米の收穫予想

農林省は10月15日における米の予想收穫高を次のように発表した。

- ① これによると水稲は6,128万3千石、陸稲は144万6千5百石、計6,272万9千5百石となつてゐる。
- ② この数字は9月15日現在の予想收穫高6,463万石にくらべ190万5百石の減収であり、
- ③ 28年同期の予想收穫高5,347万9千7百石にくらべると924万9千8百石の増収となり、
- ④ また28年の推定実収高5,492万石にくらべれば780万9千5百石の増収となる。

#### 10月5日現在産米收穫予想

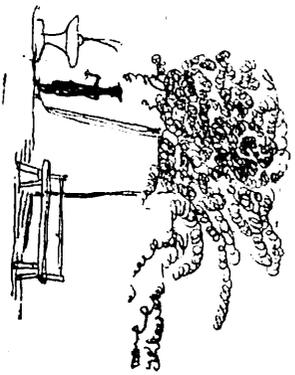
都道府県別	作付面積	予想收穫高	28年推定実収種高に対する増減
全 国	3,076,589	62,729,500	7,805,700
北 海 道	155,970	1,819,970	△ 469,300
青 森 県	71,510	1,347,500	△ 60,900
岩 手 県	65,380	1,384,400	122,800

宮 城 県	105,160	2,419,900	319,000
秋 田 県	105,580	2,377,800	96,800
山 形 県	98,030	2,478,600	211,300
福 島 県	101,070	2,244,900	776,600
茨 城 県	121,930	2,359,400	770,600
栃 木 県	89,920	1,700,400	559,400
群 馬 県	51,880	1,014,700	318,100
埼 玉 県	87,720	1,660,900	477,400
千 葉 県	111,230	2,307,900	607,400
東 京 府	14,560	232,900	60,500
神 奈 川 県	27,010	524,900	145,900
新 潟 県	177,280	4,370,100	627,900
富 山 県	73,170	1,617,590	443,640
石 川 県	51,033	1,211,130	259,560
福 井 県	45,951	984,310	208,380
山 梨 県	18,200	432,300	192,000
山 西 県	71,190	1,910,400	796,700
長 岐 県	63,860	1,286,800	269,700
岐 阜 県	60,810	1,194,800	366,400
静 岡 県	88,250	1,882,600	556,700
愛 知 県	70,060	1,297,500	231,200
三 重 県	61,255	1,432,150	246,850
滋 賀 県	36,440	777,670	173,750
京 都 府	30,572	685,010	86,030
大 阪 府	88,726	1,764,770	12,840
兵 庫 県	27,635	649,880	104,410
和 歌 山 県	26,560	523,800	88,040



富石	470	45	122	10	72	38	36	20	6
山	365	50	86	5	41	17	35	6	5
川	555	50	84	5	128	22	22	36	1
井	405	35	90	5	61	7	28	16	1
梨	895	75	179	10	173	50	71	21	6
野	560	100	151	10	98	27	36	24	2
阜	575	130	182	15	147	34	59	41	7
岐	715	250	251	25	373	83	33	8	1
静	805	35	142	10	171	22	17	27	3
愛	250	40	77	10	40	12	14	22	1
三	510	50	81	5	160	—	14	14	2
滋	—	—	253	25	248	53	29	35	7
京	840	250	422	30	166	34	49	36	7
大	335	50	87	5	51	23	14	21	1
兵	780	70	138	10	157	180	27	52	2
奈	425	35	70	5	25	16	24	17	1
和	375	30	109	5	72	106	35	15	1
島	535	70	182	15	72	10	42	26	3
岡	765	100	489	30	182	57	68	21	2
広	910	85	290	20	185	571	57	33	4
山	885	35	116	5	63	33	24	25	5
徳	410	50	155	10	47	18	44	35	3
香	535	80	192	10	92	73	26	14	7
愛	445	20	146	5	120	36	24	14	1
高	1,135	250	490	35	362	224	83	35	4
福	480	25	89	5	89	20	26	9	1
佐	425	.60	227	10	37	30	64	24	5

熊	570	25	172	10	111	82	32	28	2
大	520	35	129	5	102	110	27	41	1
分	755	35	126	5	73	55	27	19	1
官	540	55	184	10	95	74	41	54	6
鹿	100	10	—	—	34	—	—	—	—
児	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島	—	—	—	—	—	—	—	—	—
名	—	—	—	—	—	—	—	—	—
遊	—	—	—	—	—	—	—	—	—
組	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	27,200	3,100	8,100	500	4,841	2,551	2,051	1,105	175
横	—	—	230	50	—	—	46	8	5
浜	—	—	490	100	—	—	59	12	5
市	—	—	300	50	—	—	24	22	5
名	—	—	1,780	350	—	—	37	160	5
古	—	—	300	50	—	—	10	60	5
墨	—	—	300	50	—	—	10	10	5
市	—	—	300	50	—	—	60	10	5
京	—	—	300	50	—	—	349	95	25
都	—	—	300	50	—	—	—	—	—
市	—	—	300	50	—	—	—	—	—
大	—	—	300	50	—	—	—	—	—
阪	—	—	300	50	—	—	—	—	—
市	—	—	300	50	—	—	—	—	—
神	—	—	300	50	—	—	—	—	—
戸	—	—	300	50	—	—	—	—	—
市	—	—	300	50	—	—	—	—	—
五	—	—	300	50	—	—	—	—	—
大	—	—	300	50	—	—	—	—	—
市	—	—	300	50	—	—	—	—	—
計	—	—	3,100	600	—	—	—	—	—
總	27,200	3,100	11,200	1,100	4,841	2,446	2,400	1,200	200





## 地方行政疑義問答集

### 警察財産の取得と議会の議決

(昭和二十九年七月二十六日自行政発一四四号)  
(福岡県総務部長宛行政課長)

問一 地方自治法第二百三十三条第一項に基く条例第一条において「県有財産の取得管理……については、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定めがある場合を除く外、この条例の定めるところによる。」と規定し、同条例第八条において地方自治法第九十六条第一項第七号の規定を受けて「一件床面積五百坪以上の建物の取得については議会の議決を必要とする。」旨の規定がある場合、警察法に財産の取得について特別の定めがあるので、条例第一条の趣旨から第八条は警察財産の取得の場合には適用されないものとして、五百坪以上の建物についても議決を必要としないと解してよろしいか。また警察法附則第十一項において、警察財産（土地を除く。）の譲渡は、都道府県と市町村と「あらかじめ協議するところに基き」と規定されているので、協議を行うために財産の取得全部について議会の議決を必要とするか。

問二 前項後段によつて財産の取得全部について議決を要するものとす

れば当該地方公共団体が条例で定める財産の範囲（種別）にかかわらず物品も議決の対象となるか。

答一 警察法附則第十一項の規定は「特別の定」とは解し難い。

答二 条例で定める財産の範囲に属さない物品については物品の取得手続によるべきである。

### 地方自治法第五十七条の解釋について

(昭和二十九年七月二十六日自行政発二二五号)  
(農林省農業協同組合課長宛行政課長)

問一 地方自治法第五十七条の規定により市町村長は、議会の議決を経て、当該市町村の区域内にある農業協同組合の役員選挙が役員選挙規定に違反したことを理由に役員選挙の取消処分ができるかどうか。同法第五十七条は、公共的団体等の「活動の総合調整を図るため」と規定している点からみて、団体本来の公共的活動の分野における公共的団体相互の総合調整を図ることを目的とするものであつて、その団体自体特にその内部の組織関係迄を含むものではないと解せられるが、これに対する貴庁の御見解並びにその根拠。

問二 もし、出来ないとするれば、選挙取消処分は権限外の行為として絶対無効と看做してよいか。

答一 地方自治法第五十七条の規定によつては、市町村長は所問のよる取消処分を行うことはできないものと解する。なお、一般的には公共的団体等の活動の総合調整を図る必要がある限り、この限度において団体自治を指揮監督することができる。

答二 無効と解する。

# 報道から拾う

## 学生選挙権は修学地に

最高裁で判決

自治庁通達をめぐつて、昨年十二月茨城大学、星嶺寮学生四十七名が「学生の選挙権は居住地（修学地）にある」との選挙権確認の訴を提起、水戸地裁で学生側勝訴となつたが、選挙側がこれを不服として上告、その成行が注目されていたが、十月二十日最高裁は「上告を棄却する」と判決、この問題に対する最高裁の法的最終見解を明かにした。

### 判決理由（要旨）

およそ法令が人の住所について法律上の効果を規定している場合、反対の解釈をする特別の理由がない限り、その住所とはその人の生活の本拠を指すものと解するのが正しい。この訴訟では茨城大学学生四十七名が二十八年九月十五日現在引続き三ヶ月以上渡里村に住所を持つていたかどうかと一点だけが争われている。水戸地裁が確定した事実によると、この四十七名はいずれも実家などからの距離が遠くて通学が出来ないため、多くの学生のうちから厳選のうえ渡里村にある茨城大附属の星嶺寮に入寮を許され、最も長期のものは四年間、最も短期のものでも一年間在寮の予定でその寮に居住し、選挙人名簿調整期日まで五ヶ月間一三年間を経過している。

休暇の際はその全期間またはその一部を郷里や、親せきの元に帰省するが、妻や夫があるわけがなく、管理すべき財産を持つていないわけではない。従つて休暇以外はしばしば実家に帰る必要もないし、その事実もなく、主食の配給も特別の場合以外は渡里村で受けており、住民登録も五人を除いて渡里村でされている。

この事実によれば、四十七名の生活の本拠はいずれも同寮にあつたものと解すべきで、一時的に同寮に滞在したものとはいえない。

上告側では国会議員の選挙権と地方公共団体の議会の議員や長の選挙権とは本質的に違ふべきであるのに、公選法はこの両方の選挙人を同じ選挙人名簿による

こととした。ところが水戸地裁の判決は公選法上の住所だけを考慮し、地方自治法上の住所について考慮していないと非難している。しかしこの学生達は日ごろ同寮を本拠に生活しているのであつて、これをその村の住民と解しても少しも支障がない。郷里など入寮前の居住地こそ、入寮後の日常生活に直接に関係がないのであつて、特別の事情がない限り、郷里に生活の本拠があると認定することこそかえつて当を失っている。また公選法は病院その他の療養施設に入院加療中のものに対しては、その場所に住所があると推定してはならない旨規定しているが、学生と入院中のものと同様に扱うべきではない。

また水戸地裁の判決が学資の出所如何は住所の認定に無関係であると判示しているのは失当だというが、これは学資の出所だけで住所の認定が左右されるべきでないというの正しい。以上の通り同地裁の判決は、その理由に以上の説明と多少違ふところがあるが、その結論は正当であり、上告は理由がない。この判決は裁判官全員一致の意見である。

なお、この判決によつて、自治庁が従来とつていた解釈は全く逆の格好となつたので、改めて次のような通達を發した。

修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒の住所に關し、本月二十日別紙（略）のとおり最高裁判所の判決があつたので、左記要領によつて右の各学生生徒の住所を認定するよう取扱われたい。なお、昭和二十八年六月十八日附選挙部長通達及び同年九月二十九日附自治庁次長通達は、廢止されたものと心得られたい。

### 記

修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒の住所は、特段の事情のない限り、その寮、下宿等の所在地にあるものと認められる。この場合における特段の事情とは、寮、下宿等の実家等からの距離が近く、実家等に配偶者があり、且つ、管理すべき財産を持ち、従つて休暇以外にもしばしば帰宅する必要もあり、また、その事実もある等の状況の下にあることが、その明白な場合に該当するものと解すべきであるが、判決の趣意にかんがみて各学生生徒について具体的に認定すべきである。

# 昇給停止條例の実施は不適當

岩手縣人事委員会が判定

本年三月岩手県議会で可決された「県立及び市町村立学校職員並びに一般の職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例」いわゆる昇給ストップ条例に対し、八月十六日県職員八百七十九名から県人事委員会に「勤務条件に関する措置要求」が提訴された。県人事委員会は九月二十一日これを受理し、十月二十六日次のような「判定」及び「催告」を行つた。

## 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第四十六條および勤務条件に関する措置要求に関する規則第十二條の規定により、左記のとおり勤務条件に関する措置を要求する。

### 要求する措置および理由

一般職の職員の給与に関する条例第十四條により、昭和二十九年七月一日における昇給発令が八級七号給を給するとあるが、支給された給料月額は一、つ下位の給料月額相当の額であつた。この措置は、県財政上の事由いかんにかかわらず實際生活上容認し得ないものであるから別途方法（たとえば当分給）によつて発令日に遡及して八級七号給に相当する給料月額が支給されるよう措置されたい。

## 判定書

昭和二十九年八月十六日付で県職員八百七十八名にかかる勤務条件に関する措置の要求について審査の結果、本人事委員会は次のように判定する。

事案 「昇給、昇格の結果受けるべき給与に関する措置要求」

當局 岩手県知事 國分謙吉

判定 要求者の要求するいわゆる別途方法による差額支給は、これを認めることができない。しかしながら要求者をしてかかる要求をなされた原因は、職員の給与決定の諸要素を考慮することなく給料月額を決定し、また昇給、昇格を現

実に給料の増額を伴わないこととした一般職の職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例を制定したことにあり、これをそのおの本来の趣旨にそつう改善すべきであると判定する。

理由(要旨) 要求者は、昭和二十九年四月一日(または七月一日)に昇給(または昇格)の発令があつたにもかかわらず、支給された給料月額は、一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」といふ)の規定により受けるべき給料月額より一号下位の給料月額を支給されたため、生活に困難をきたしている。「この措置は理由のいかんにかかわらず實際生活上から容認することはできない」と主張し、この救済措置として、別途方法により給与条例の規定による給与月額と現実に支給された差額を支給してほしいと要求しているのであるが、

1、昇給、昇格の発令があつたにもかかわらず、支給された給料月額が一号下位の給料月額であつたのは、特例条例が適用された結果によるものである。特例条例の適用の結果が、職員の給与に対して、どの程度の影響を及ぼすかについて本年五月一日現在で調査したところによると、職員総数(知事事務局)三千八百五十四人の約七十七%、二千九百七十七人が適用該当者でありこれらの職員の特例条例適用による給与総額に生ずる差異は一人当たり平均月額四百七十六円、この金額は同日現在における平均給与月額一万四千二百八十六円にたいし三・三%にあたる。また当委員会が算定したいわゆる標準生計費は、本年三月において昨年同期にくらべ七・八四%の増加を示している。

これらの事実からみて、特例条例の適用が職員の生活にかなりの影響を与えていることは否定できない。さらに特例条例の適用は、職員的生活規模の不断の拡張にともなう経費の増大をあわせ考へるときは、要求者の主張は容れなければならぬ。

2、しかし、右によつて直ちに要求者の要求する別途方法によりその差額を支給することを認めるべきであるといふことは妥当でない。それは、給与制度その他諸般の事情を考慮しなければならぬところである。

(4) そもそも職員の給与は、本職員の勤務に対する報酬であり、原則としてその職務と責任に応ずるものでなければならぬが、それと同時に、一方においては職員の生活を保障すべき性格をもつものである。このため給与は生計費その他の事情を考慮して定めるものとされ、現に給与条例においても、必

ずしも職員の勤務の量と賃に関係なく支給される勤務地手当、扶養手当および寒冷地手当等の制度が定められているのであるこの点からのみ考えれば、要求者の要求も一おう理由のあるものと思われる。

しかし、前記の諸手当において考慮されているのは、それぞれの理由に起因する恒常的ないしは定期的な職員の生計費の増加、あるいは、特定の地域における地理的、社会的要因による常態的な生計費であるのに対して、要求者の主張している差額支給は一定期間に限るものであり、かつその原因は、給与制度自体にあるので、その性格は前記諸手当と同日に論ずるべきものではない。

(四) 一方、要求者の主張する差額支給の必要を生ぜしめた原因は、給与制度の一環たる特例条例の適用にあることは明らかである。しかし、要求者の要求する別途方法によつてその差額を保障するとすれば、それは給与制度の本質からくる解決を避けて、不合理なびぼう的措施を講ずる結果となり、また特例条例が制定された理由が財政上にあることが明らかであるにもかかわらず、それを全く無意味にすることもなる。

したがつて、要求者の要求する措置は、特例条例と切離して考えることができないものであり、差額支給の必要が認められたとしても、それは措置として適当なものとは認められず、むしろその原因である特例条例自体の改善こそ考慮されるべきである。

3、以上のごとく要求者の要求は、特例条例と不可分のものであり、またその要求する措置も特例条例の改善について考えるべきであつて、別途方法による措置は認められない。

では、財政上の理由で制定された特例条例は、給与制度上の観点からみて、いかなるものかを検討するに、

(四) 特例条例は、その適用該当者にとつては、一定期間ではあるけれども、給料表における給料額の実質的改定であるといふことができる。そもそも職員給の給与は、生計費ならびに国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないこととされており、給料表の給料額の増減は、これら給与の諸条件の変化によつて行われるものであることは、地方公務員法(以下「法」といふ)の規定からみて

明らかである。しかるに、この給料表の給料額の改定を単に財政上の理由から行つたことは、右にいう、いわゆる「その他の事情」によるものとはいへ、困窮および他の地方公共団体との権衡を失するものであり、そのうえ、生計費に対する考慮を払わなかつたものといわなければならない。

また給与は、その職務と責任に應ずるものでなければならぬという給与の根本原則からいつても、同一級号の職員について、職務とその責任に関連のない昇給または昇格の時期の相異のみから異なる二つの給料表を適用することは、妥当な措置とはいへない。

(四) 進んで、特例条例の適用は、職員の昇給および昇格の場合における措置であるので、これらについて検討してみるに、職員の昇給基準は法第二十五条第二項の規定により給与条例においても規定しているところである。すなわち、昇給については勤務期間と勤務成績とが、また昇給については勤務年数と在級年数とがそれぞれ基本となつているのであるが、給与条例第十四条の昇給に関する規定は、法第二十五条第二項の規定からみて、地方公務員の昇給に關する根本基準を保障する保護的規定の性格を有するものと解され、また一方において、直近上位号給との差額の多少によつて昇給期間に差等を付している点からすれば、生活給的精神に立つものと考えられる。さらに給与が、職務と責任に應ずるものとされている根本理念から考えるとき、昇格はもちろん、昇給もまた觀念上職務と責任が上位に格付けされたものとみなし得ることから、給与もそれに應じて当然に増額されるべきものと解される。しかるに昇給及び昇格が、単に職務と責任の上位への格付のみを意味し、それに給与が対応しないといふことは、この趣旨にそわないものと考えられる、以上の諸点から勘案するに、昇給および昇格は当然に給与の増額を意味するものであつて、給与の増額のものとなわなない昇給および昇格は、職務と責任に應ずる給与の本質に反する異例の措置といわなければならない。

以上により、特例条例の適用が、職員の生活に困難をきたさしめているといふ要求者の主張については考慮すべき余地は認められるが、その理由をもつて直ちに別途方法によつてその差額を支給することが適当であると認められない。

しかし、要求者をして、今回の要求をなさしめた原因について検討してみる

に、それは特例条例にあることは明らかなどころである、しかもそれは公務員の給与制度の本質から見て妥当なものとは認め難いものである。

#### 勸告

昭和二十九年八月十六日付岩手県技術吏員吉田宇八ほか八百七十八名にかか  
る昇給、昇格の結果受けるべき給与に関する措置要求について、当委員会は別  
紙判定書（写）のとおり、職員は給与は地方公務員法（昭和二十六年法律第二  
六一号、以下「法」という）第二十四条の規定によつて決定され、昇給、昇格  
は現実に給料の増額をともなうことが本来の趣旨であると認められるのでこの  
趣旨にそわなない一般職の職員の給与に関する条例の臨時特例に関する条例（昭  
和二十九年岩手県条例第十九号）はこれを改善すべきであると判定したから給  
料額の決定にあつてはその諸要素を考慮し、昇給、昇格は現実に給料の増額  
をともなう本来の趣旨にそい、可及的速やかに必要な措置をとられるよう法第  
四十七条および勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年岩手  
県人事委員会規則第四号）第八条の規定にもとづき勸告いたします。

## 捕鯨禁止決議を拒否

### 国際捕鯨会議の決議を政府拒否

七月二十五日から一週間東京で開かれた国際捕鯨会議は、北大平洋日  
付変更線以東の白長須クジラの捕獲を今後五年間禁止する決議を日本及  
びソ連を除く多数国の賛成で採択したが、政府は十月二十六日の閣議で  
この決議を拒否することを決めた。

なお、国際捕鯨条約では、たとえ捕鯨会議で決議された事項でも条約  
加盟国は強制的には従う必要がないとされている。

## 竹島問題国際裁判提訴拒否の理由

韓国側は、竹島問題を国際裁判に提訴することを拒否したが、その理由

として次の点を指摘している。

- 一、韓国政府は竹島は韓国領土であるという立場をとっているから日本政府が竹島の領有権を主張しても根拠がないばかりか不当な要求とみる。
- 一、日本政府のこの問題を国際司法裁判所に提訴して解決を図ろうとの提案は、日本側の不当な要求を押し通そうとする試みにすぎない。
- 一、竹島は一小島にすぎないが、韓国はこれを韓国の主権の象徴であるとみており、主権の保持のために竹島を守る強い決意を示している。そのため韓国政府は竹島問題で日本の要求どおり国際司法裁判所で応訴すれば、その主権は一時的にせよ疑問に付されることになるからそのようなことはできない。
- 一、韓国政府は日本側の提案を拒否しなければならぬことを遺憾に思うが、竹島に関して日本側から質問があればこれに回答する用意がある。



# 圖書室だより

## 新購入図書紹介

書名	著者
警察法解説	警察 長官官房企画課
判例大系 第二十三卷	井上 登他
労働契約と団体交渉	高島 良一
世界美術全集 19	下中 弥三郎
世界と日本 激動下の七五年	朝日新聞社
日本現勢 昭和三十年版	共同通信社
法令用語辞典 改訂新版	佐藤 達夫
民事訴訟法体系	兼子 一
昭和文学全集 第四十六卷	丹羽文雄 他
同 第四十七卷	高村光太郎
同 第四十八卷	広津和郎 他
法と自由	未川 博
法と政治の実践	田畑 忍
國語学 第二輯	国立国会図書館
大和古寺風物誌	同
芭蕉論考	同
日本書記古訓攷証	同
伽藍論攷 第一	仏教考古学の研究 同

## 各官公庁その他よりの受贈図書

日本彫刻史研究	同
近世文学未刊本叢書	同
富岡鉄斎	同
同行二人 徳川夢声対談	同
如是閑著作集 第八卷	同
カロツサ全集	同
1 詩集	同
2 ドクトルビュルゲルの運命	同
4 ルーマニヤ日記	同
5 青春変転	同
8 成年の秘密	同
9 美しき感化の年	同
10 イタリア紀行	同
山光集	同
現代人の遍歴	同
井原西鶴	同
樹氷の世界	同
第三冬の華	同
続冬の華	同
死と恋と波と	同
学生レポートの書き方	同
定本 吉井勇歌集	同
学問のかたち	同
西洋五千年史	同
若き詩人への手紙 附、若き女性への手紙	同
改訂 大和志料 下巻	同
追空歌選	同

歐洲の民家	同
人はみな草のごとく	同
学界の事典	同
対立を超えて — 日本文化の將來	同
増補 上世年紀考	同
小学校から大学まで 図書館科の研究	同
セルボンの博物館 上巻、下巻	同
武蔵野探勝 上、中、下	同
こどもの詩の本 — 改訂重詩読本 —	同
これが戦争だ 兵隊ジョー	同
即興詩人	同
共産党批判	同
光を我等に	同
若き日の告白	同
カッドウヤ人類学	同
世界文学への道	同
近江奈良朝の漢文学	同
白衣は汚れず — 白衣の天使中 —	同
おつとめ	同
挿	同
上海から北平へ	同
ガダルカナル	同
わが人生論	同
P・T・A物語 — 婦人委員の手記	同
「戦後派」の研究	同
少年平和読本	同

桂宮本叢書 第十一号	同
愛する家郷の人々へ ——イタリヤ—— ——だより——	同
映画俳優入門	同
仏文学入門	同
嵐の中の子等	同
魔の山中、下巻	同
日本の機密室	同
女性西洋史	同
絵で見る日本史解説	同
リルケ書簡集	同
1 巴里の手紙	同
3 遍歴時代	同
4 大戦中の手紙	同
5 ミュソットの手紙	同
リルケの思い出	同
田舎司祭の日記	同
風流道化譚	同
現代思想入門	同
心と肉体 ——精神身体医学——	同
三つの共産主義 ——レーニン、トロツキー、スターリン——	同
さようなら日本 ——戦後ドイツの—— ——日本批判書——	同
アメリカ哲学の源流 ——ジエームスと—— ——その思想——	同
虫、人、自然	同
ウォルデン河畔にて	同

ヘルマンとドロテーア	同
カリフォルニア物語	同
アルプスの旅より	同
動物園奇談	同
農家に答える畜産のこつ ——牛乳—— ——豚——	同
アメリカの労働組合	同
アタラ・ルネ	同
新聞と新聞記者	同
ダフニスとクロエー	同
わが生涯	同
愛の書簡	同
アメリカの倫理	同
人間教育	同
三八度線	同
レコード歌手入門 ——ノド自慢入——	同
女性の抗議	同
女生徒、男生徒 ——男女共学の記録——	同
昭和二六年度 ——全国主要会社入社総覧——	同
アジアの叛乱	同
詳説 国文学史略年表	同
朝鮮古文化綜鑑	同
北見市に於ける中小企業の実態	北見商工会議所
市勢要覧	室蘭市議会議務局

日本社会新聞号外 五〇〇号	同	日本社会党(石)
外国雑誌目録 一九五四年	同	工業技術院
文部広報 九四号	同	文部省
厚生広報 一九号	同	厚生省
郵政 十月号	同	郵政省
商業動態統計季報 四、六月号	同	通産省
林業試験所研究報告 七二号	同	農林省
外公館経済情報 六二九、六三三号	同	外務省
機械統計月報 九月号	同	通産省
非鉄金属等需給統計月報 八、九月号	同	同
石炭需給統計月報 十月号	同	同
文部広報 九二、九三号	同	文部省
父兄が負担する教育費 二八年	同	同
国立初等中等学校教育費の調査報告 二八年	同	同
海上保安統計月報 七月号	同	海上保安庁
週刊労働 四八三号	同	労働省
通産統計速報 八号	同	通産省
紙バルブ統計月報 九月号	同	同
電信電話事業報告 二八年	同	電々公社
北海道農業試験場土性調査報告 三、四編	同	農林省
農業情報 二二二号	同	同
図書月報 七号	同	同
林業試験所研究報告 七一号	同	同
石油統計月報 九月号	同	通産省
通産統計月報 九月号	同	同

收書速報	四号	調達	庁
鉄鋼統計月報	九月	通産省	
図書館報	三一号	電々公社	
電気通信業務研究	五六号	同	
電信電話	十号	同	
農産物の流通事情		北海道農務部	
労働力調査報告		農業協同組合課	
労働名鑑		総理府統計局	
昭和二八年度被保護者生活実態調査報告書		北海道労働部	
日本国憲法制定の事情		北海道民生部	
日本国憲法の性格と問題点		自由党	
国会制度と内閣制度		同	
基本的人権と司法		同	
戦争放棄と再軍備		同	
日本国憲法の性格と改正論		同	
憲法の根底と新憲法無効論		同	
憲法における財政と地方制度		同	
天皇論に関する問題		同	
自由権、労働基本権、家族制度		同	
日本国憲法の草案について		同	
わが国の農林政策		同	
厚生 広報	六卷 二五〇号	厚生省	
厚生 生	九卷 九号	同	
文部統計速報	七一号	文部省	
日本におけるユニセフの活動		同	
同	(英文版)	同	
文部 広報	八八、九〇、九一、九三号	同	
学生生活時報	五号	同	
短期大学一覽	二九年	同	

学生生活の実態	教育統計 二九、三〇号	同	同
生糸検査所事業成績報告	二八年	同	同
林業新知識	十、十一号	同	同
森林防疫ニュース	二八、二九号	同	同
水産時報	六卷 三、四号	同	同
林野時報	二卷 八、九号	同	同
竹林の仕立方		同	同
農林図書資料月報	六号	同	同
郵政統計月報	七、八、九号	同	同
郵政研究	八月、九月	同	同
業務研究	八月	同	同
施設	八、九月	同	同
専売	六、七月	同	同
農林図書資料月報	五号	同	同
日本社会新聞	四九二、四九九号	同	同
図書総合目録	二七年	同	同
国内出版物目録	定期刊行物 二八年	同	同
国内出版物目録	六卷 五、六号	同	同
読書春秋	五卷 八、九号	同	同
条約集	二九、三二集	同	同
世界の動き	三一、三二号	同	同
世界月報	九卷 六、七号	同	同
在外公館経済情報	五九二、六〇〇、六一七、六二二、六三三、六二八号	同	同
貿易北海道	二八号	同	同
農家の友	十二月号	同	同
教育月報	十一月号	同	同
北海道自治	十一月号	同	同

農林省図書月報	七、八、九号	農林省	農林省統計課
調査月報	十月号	同	同
厚生 生	九、十月号	同	同
郵政	十月号	同	同
通産統計月報	九月号	同	同
農林水産統計月報	七、八月号	同	同
農林統計調査	七、八月号	同	同
機械統計月報	七、八、九号	同	同
非鉄金属等需給統計月報	八月号	同	同
非鉄金属製品統計月報	八、九号	同	同
石炭生産統計月報	八月号	同	同
鐵鋼統計月報	七、八月号	同	同
石油統計月報	八、九号	同	同
紙パルプ統計月報	七、九号	同	同
海上保安統計月報	二、三、四、六月号	同	同
資料月報	六六、六八号	同	同
図書月報	四卷 八、九号	同	同
工業技術院要覽	一九五四年	同	同
教育委員会月報	四五、四八号	同	同
週刊労働	四八一号	同	同
通産統計速報	七、八月号	同	同
化学工業統計月報	九月	同	同
纖維統計月報	八、九月	同	同
建設月報	八、九月合併号	同	同
週刊労働	四七四、四八〇号	同	同

家計調査報告	九月号	通商産業大臣 官房広報課
石炭需給統計月報	七、八月号	通産省
鉱山製錬統計月報	八、九月号	同
コークス統計月報	七、八、九月号	同
化学工業製品統計月報	八月号	同
百貨店販売統計月報	八、九月号	通商産業大臣 官房調査統計部
雜貨統計月報	七、八月号	同
週刊労働	四八二号	労働省
電気通信関係分類表件名標目表		電々公社
電信電話		同
秋田県議会月報	十一月号	秋田県議会議事局
宮城県議会時報	六卷 第一号	宮城県議会議事局
福岡県議会月報	三五号	福岡県議会議事局
山形県議会月報	十、十一月合併号	山形県議会議事局
琉球議会時報	第二号	琉球政府 立法院事務局
兵庫県議会時報	八、九合併号	兵庫県議会議事局



## 十月のメモ

- 1 ○比、日本の賠償十億ドル可能と発表。  
○日英支協定明年十一月以降三カ月延長及び日英貿易中間会議の覚書調印成る。  
○日鋼争議に関して道地労委あつせん案を提示。(回答期限四日まで)  
○新聞週聞。(七日まで)  
○赤い羽根募金始まる。  
○ガン、カモの狩猟解禁。  
○自由労連会長ベクー氏来日。  
○旭川地方に初霜。  
○北大学長に杉野日理学部長当選。  
○第七回新聞大会で本道災害に見舞決議。
- 2 ○九カ国会議において西独の主権を回復し、その再武装を許して北大西洋条約に参加させることを規定した九カ国共同決議書に調印。(西独軍明春陸上兵力十二万師五十万出現)  
○ネール首相辞意表明。  
○日鋼室蘭労組(第一組合)道地労委の斡旋案を拒否することに決定。  
○全道一帯暴風雨警報。(午後十一時警報第四号まで)  
○タイ国会議長来日。
- 3 ○白鳥事件に参加、実行 村上公判で北大生高安が証言。  
○災害救助法第三次適用決る。苫小牧など七十九市町村。  
○南米ブラジル、サンパウロ四百年祭慶祝使節 岡崎外相一行出発。  
○トリエステ紛争解決す。(伊、ユーゴ両国協定調印) 国際港として共同使用。
- 4 ○コロンボ計画諮問委員会日本の加盟を承認。  
○日鋼室蘭争議、入門交渉決裂す。  
○苫小牧、函館に降霜。  
○丸瀬布で十二戸焼く。  
○北見地方に寒波襲う。零下〇・六度。
- 5 ○名古屋証券取引所で二十四時間ストに突入。  
○日、中、ソ貿易促進北海道協議会創立総会。  
○緒方國務相(首相代理) 早急に災害対策本部を設置すること、つなぎ融資の考慮について言明。  
○米空軍一部千歳へ移駐。  
○手稲に初雪。  
○道バター(半ポンド百八十円)値下決定。  
○名誉議員尾崎雄氏(九十五才)逝く。  
○訪米中の林統幕議長帰国。  
○明治神宮復興奉賛会道本部結成。(部長に阿部道新社長)  
○記録破りの寒波、夕張で降雪六糎。  
○全国知事会議。(地方財政緊急措置)  
○日韓会谈再開の指令なしと金公使言明。  
○米、コロンボ計画援助を強化。  
○対ソ第一船北洋輸入材の積取りに小樽を出港。  
○内閣に災害対策本部設置(本部長に加藤國務相)本道を中心。  
○法令用語改善案閣議にて決定。  
○小笠原蔵相本日の帰国に伴い、愛知臨時蔵相代理解任。  
○本年度上半期外国為替の収支状況黒字七、九〇〇万ドルと大蔵、日銀当局発表。
- 6 ○神奈川県相模湖で遊覧船転覆生徒二十四名行方不明。  
○松本水治氏(七十七才)逝く。(田中最高裁長官義父)  
○大野、ガルシア協定破棄対日賠償四億ドル以上要求と比大統領声明。  
○ハノイを首都に、ホー大統領布告。  
○モサデク、前イラン首相に死刑の判決。  
○石狩街道で中央バス衝突横転五十名が重軽傷。  
○青木統空機福島県下に墜落せるを発見。  
○全国知事会に災害対策府県協議会を設置。(会長宮崎県田中知事)(知事会議十九日まで続行)
- 7
- 8
- 9
- 10

11

- 中共、台湾問題を関連に提訴。(米の侵略を阻止)
- 国際米穀委員会総会開かる。(東京)議長に東畑精一博士選任。
- 開港予算3%を復活。蔵相、道議員連盟に回答。
- 貿易外輸出会議を設置。(閣議で決定)

12

- 本年上半期(一月〜六月)の人口白書発表。(厚生省)
- 中・ソ会談で対日宣言発表。国交の正常化望む。
- 中国訪問中の日本議員団、周首相と会談。対日不可侵条約締結の用意ある旨言明。
- 仏内閣信任さる。

○災害対策連絡本部設置要綱閣議で決定。

○農林省で機械開墾計画を決定。道では根釧原野と篠津地区。

○冷害害状況視察のため保利農相来道。

○冷害は克服できると道農試上川支場作物課長研究発表。

○洞爺丸給体浮揚に決定。

○平事件公判。七十六名に懲役求刑。

13

- M・S・A協定第四条に基く日米第一回会談開く。防衛産業秘密保持協定年内に正式調印。
- 季大統領反日教育を指令。
- 世銀工業調査団来日。
- ソ連の平和攻勢に日独協同で対処。吉田、アデナウアー両首相会談で一致。
- 農業開発公社案成る。全額政府が出資。

○本道のサンマ漁終る。四六〇万貫水揚げ、前年比一一〇万貫増。

○故尾崎行雄翁の衆議院葬行はる。

○文化勲章(勝沼精蔵、金田一京助、萩原雄祐、鑄木清方、高浜虚子)文化功勞者(山田三良、塩田広重、松村松年、山田耕作、平柳田中)受賞者決る。

○前国連総会議長バンデイト夫人来日。

○フィンランド内閣総辞職。

○田中知事、人件費削減について組合側に申入れ。

○岩田兵庫知事不起訴。副知事上司告発事件。

○比の賠償要求八億ドルに削減。

15

14

○ブラジル政府凍結資金を解除。

○琉球議員団来日。

○札幌で中国人殉難者慰霊祭行はる。

○四日市で重油タンク爆発。

○原爆対策協議会発足す。

○英内閣大巾改造。

○愛知通産相出発。(渡米)

○参院全国区佐野市当選者決る。

○秋の靖国神社例祭執行。

○新たな対米債権判明。宿舍建設で四千万ドル。

○平和五原則を推進、ネール・ホール会談共同声明発表。

○中国訪問の日本議員団戦犯管理所を視察(蕃陽)

○定例道議会二十五日招集告示。

○国鉄道幹部発令。

○供米割当知事会議開く。

○狩勝トンネル争議に判決。無罪二、執行猶予十八。

○英工協定正式調印。英軍二十カ月以内に撤退。

○フィンランド新内閣成立。

○新党孤大会決裂、自大会無効を宣言。

○第十次造船適切船主発表十六社十造船所。

○九カ国外相会議開かる。(西独再軍備問題)

○福永漁業民間使節帰国。

○岩見沢市長に革新系の川村氏当選。

○日独新貿易協定成る。

○鈴木左社委員長、ネール首相と会談。(上海発)

○災害対策連絡本部長加藤国務相来道。

○全道庁職組一斉休暇に突入。(人件費削減反対斗争)

○九州に農民幹部学校設置を公安調査庁で探知。

○ザール協定に独・仏調印。

25

22

21

20

19

18

17

○廖副团长（中国）年内か明春の邦人集団帰国を発表。  
○季女子戦犯名簿を島津日赤社長に手交す。

- パリ協定に調印、新西欧連合誕生。
- ビキニ補償要求は六百万ドル岡崎外相言明。
- 札幌北高校で白昼三カ所から出火。
- アリソン駐日米大使帰国。
- 公正取引委雷印乳業と道バターとの合併認めず。
- 第三回定例道議会開会。
- 中共視察議員団帰る。

- 吉田首相、英外相らと会談。
- ビキニ補償増額（一五〇〜一七五万ドル）の意向表明。
- 吉田首相、英女王と会見。
- 渡島支庁道議補選告示。
- 洞爺丸で遭難死没の道庁関係職員に合同慰霊祭行はる。
- 東証二十四時間ストに突入。
- 畑、岡田A級戦犯仮出所。
- 中国視察の学術文化使節団帰る。
- 金公使（韓国）竹島問題を国際司法裁判に提訴することの提議を拒合する口上書を手交す。

- 労働、労調法、労基法の改正について基本構想を発表。
- 参院地方委員会では鋼問題について争議の実情を聴取。
- 全道庁人件費削減問題妥結。
- 日中、日ソ国交調整国民会議協議会は「国民会議」で発足することに決る。
- ガット第九回総会ジュネーブのパレナシオンで加盟三十四、特別招請二十カ国の代表集り開会。
- 日・パ貿易調印成る。
- 岡崎外相米国より帰国。
- 道水試北水研で明年の鯉漁況発表。（悲観的）
- デンマークに死の灰降る。
- 米ビキニ補償額引上げ（一五〇〜二〇〇万ドル）について国務省から日本に通告。
- 米、独通商協定調印成る。

昭和二十九年十一月二十日発行

北海道議會時報 (第六卷第十一號)

編纂 北海道議會事務局調査課

発行 北海道議會事務局

電話 ②六九一九番